

令和3年度

包括外部監査結果報告書

「農林水産分野における補助金の事務執行について」

令和4年3月14日

島根県包括外部監査人

中川修一

目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象とした特定の事件	1
第 3	監査の対象部署	1
第 4	監査の対象期間	1
第 5	監査の特定の事件を選定した理由	1
第 6	監査の視点と方法	2
第 7	監査の実施期間	4
第 8	監査の体制	4
第 9	監査の利害関係	4
第 2 章	包括外部監査の対象	5
第 1	島根県の農林水産行政	5
第 2	島根県農林水産部の概要	6
第 3	監査対象	9
第 3 章	包括外部監査の結果及び意見	12
第 1	総論	12
第 2	各補助金について	15
	* 各補助金の頁は次頁の表のとおり。	
第 4 章	監査を終えて（謝辞）	171
	【令和 3 年度 包括外部監査日程表】	172
〔図 1〕	島根が目指す将来像	174
〔図 2〕	政策・施策一覧	175
〔図 3〕	令和 2 年度 施策の事務事業一覧	176

*各補助金の頁（なお、下表の番号1、番号17および番号29は、監査の過程において本監査の対象ではないことが判明したものである。）

番号	補助金名	頁
1	-	-
2	多様な担い手確保・育成事業費補助金（担い手不在地域継承支援事業）	16
3	集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金	19
4	島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金	24
5	多様な担い手確保・育成事業費補助金	27
6	新規就農者整備支援事業費補助金	37
7	21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金	41
8	中核的経営体を目指す自営就農者確保対策事業費補助金	45
9	農業近代化資金利子補給金	50
10	農業経営基盤強化資金利子補給金	52
11	島根県農業委員会ネットワーク機構負担金	54
12	中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金	58
13	農地集積・集約化対策事業費補助金（担い手集積支援金交付事業）	61
14	水田園芸拠点づくり事業費補助金	64
15	産地創生事業費補助金	67
16	肉用子牛価格安定事業費補助金	70
17	-	-
18	種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金	74
19	全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金	76
20	放牧再生支援事業費補助金	79
21	しまね和牛生産振興事業販売力強化対策補助金	83
22	先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金	86
23	県単強い農業づくり交付金	88
24	しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金	91
25	農業復旧対策事業費補助金	94
26	水田農業経営安定推進緊急対策補助金	97
27	種子調製施設整備事業費補助金	100
28	水利施設等保全高度化事業補助金	102
29	-	-

30	県単農地集積促進事業補助金（中山間地域総合整備事業）	105
31	県単農地集積促進事業補助金（団体営農地耕作条件改善事業）	108
32	しまねの農地再生・利活用促進事業（耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業）	112
33	中海干拓農地保有合理化促進事業補助金	116
34	令和2年度 県単農地有効利用支援整備事業補助金	119
35	令和元年度 県単ため池安全確保事業補助金	122
36	令和2年度 県単ため池安全確保事業補助金	126
37	令和2年度 淡水化代替水源対策助成交付金	129
38	県民参加の森づくり事業費交付金	132
39	飯南町地域振興交付金（施設改修交付金）	135
40	飯南町地域振興交付金（負担軽減交付金）	137
41	原木流通円滑化緊急対策事業費補助金	139
42	島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金	143
43	島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金	147
44	循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金	149
45	令和元年度 原木搬出作業道開設事業費補助金	153
46	令和元年度（元年災）県単林地崩壊防止事業補助金	155
47	令和2年度 災害被害森林復旧対策事業補助金	157
48	令和2年度 林業種苗供給力強化事業補助金	159
49	令和2年度 林内路網整備事業費補助金	161
50	令和2年度（2年災）県単林地崩壊防止事業費補助金	163
51	令和2年度 間伐小径木搬出促進事業補助金	165
52	浜田地区水産振興対策事業交付金	167

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第 2 監査の対象とした特定の事件

農林水産分野における補助金の事務執行について

第 3 監査の対象部署

島根県農林水産部のうち、農林水産総務課、農業経営課、産地支援課、農畜産課、農村整備課、農地整備課、林業課、森林整備課、水産課

第 4 監査の対象期間

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

第 5 監査の特定の事件を選定した理由

島根県では、農林水産業について「島根県農林水産基本計画（令和 2 年 4 月）」が作成されている。

当該基本計画のなかで『島根の目指す将来像として位置づけた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるためには、島根の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場として特に重要な産業となっています。』とあるように、本県にとって農林水産業は重要な産業のひとつである。

一方、新規就業者の確保、中核的な担い手の育成、経営基盤の強化などいくつかの大きな課題を抱えているのも実態である。

さて、地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」との条件のもと普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。

補助金を交付した普通地方公共団体は、それにより直接何らかの反対給付を得るわけではない。普通地方公共団体が補助金を交付する意義は、それにより何らかの「公益」

が充たされ、社会全体に何らかの恩恵がもたらされるはずであるということにある。ただ、「公益」自体が漠然とした概念であり、そのため「公益上必要」か否かも一義的に定まるものではないため、ともすれば当該補助金によっていかなる社会的恩恵を得られたのかが曖昧になるおそれがある。

島根県の農林水産分野に関する課題を解決するために補助金を交付することが「公益上必要」であること自体に疑いはないが、補助金の上記特質を踏まえてその効果いかに検討しなければならない。

今回、農林水産分野における補助金を監査のテーマとしたのは以上のような理由による。

なお、本県における包括外部監査において補助金を監査のテーマにしたのは平成 13 年度、平成 19 年度、平成 30 年度である。このうち平成 19 年度と平成 30 年度は商工労働部に関するものであり、過去 10 年ほどをみても農林水産分野における補助金を特に取り上げて監査を実施した例は見当たらない。

以上から、今年度の包括外部監査のテーマを「農林水産分野における補助金の事務執行について」とした。

第 6 監査の視点と方法

1 監査の視点

主な監査の視点は以下のとおりである。

- ①補助金等に関する手続（申請、交付決定、支出負担行為、概算払いと精算、実績報告、検査、確定通知、支出命令等）は規則・要綱等の定めるところに沿って適正に行われているか。
- ②補助金の目的は特定されているか、また公益上の必要性に合うものか。
- ③補助金等の効果（目的の達成度）の測定は適切に行われているか。
 - ・効果測定のための尺度・基準があるか。
 - ・効果測定の尺度・基準は補助金の効果を測るのに適切な内容となっているか。
 - ・効果測定の尺度・基準を用いて補助金の効果を適切に把握し、現状を分析できているか。
- ④補助金額の算定や交付時期は適切か。
 - ・補助対象経費にならないものが補助金の対象となっていないか。
 - ・補助対象経費か否かを証拠書類により確認しているか。
 - ・補助金の交付時期はその効果発揮の観点から適切か。
- ⑤補助対象事業の実績確認は適切か。
 - ・実績報告書の提出を受けて適正に補助金額を確定しているか。

- ・補助金交付先が補助金の効果を示す資料を提供しているか。
- ・検査調書では対比して点検した事項が何か明示されているか。
- ・消費税の仕入れ税額控除の確認が必要な場合、その確認がされているか。

2 監査の方法

この監査の実施にあたっては、島根県農林水産部の補助金・負担金及び交付金のうち、島根県単独の補助金（国庫補助事業や法令等により国と共同する等して島根県が補助事業を行うことが要請されている補助金ではないもの）であって、交付決定額が100万円以上のものを抽出し、当該補助金について、関係書類の点検、関係諸帳簿や証拠書類との照合及び必要に応じ補助金交付先からの聴取又は補助金交付によって整備された施設等の現地確認など必要な監査手続を実施した。

3 監査の結果の記載方法

本年度監査報告書において、監査結果として記載している（指摘事項）又は（意見）は、以下の意味で用いている。

「（指摘事項）」とは、

違法行為又は不当行為と認められることから是正・改善を求めるもの。

「（意見）」とは、

指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。

〈違法行為〉

- 法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に形式的な違反がある場合
- 法令等に実質的な違反がある場合
 - ・ 裁量権の逸脱又は濫用がある。
 - ・ 行為の程度が法令等の予定している程度を超えており、客観的にみて社会通念上著しく適切性を欠いている。

〈不当行為〉

- 法定等の形式的な違反はなく、実質的にも違反とはいえないが、次のような場合
 - ・ 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。
 - ・ 法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である。
 - ・ 社会通念上適切でない。

第 7 監査の実施期間

令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで

第 8 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

峠田 晃宏（弁護士）

森脇 俊樹（公認会計士）

周藤 智之（公認会計士）

島田 優子（事務）

第 9 監査の利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 2 章 包括外部監査の対象

第 1 島根県の農林水産行政

1 島根創生計画

島根県は令和 2 年 3 月に「島根創生計画」（2020-2024 年度）を作成し、島根県の現状を踏まえ、島根が目指す将来像として「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を示し、将来像を実現するための 3 つの柱として「人口減少に打ち勝つための総合戦略」、「生活を支えるサービスの充実」、「安全安心な県土づくり」を定め、その 3 つの柱のもとに「活力ある産業をつくる」、「地域を守り、のばす」などの 8 つの基本目標を定めている（〔図 1〕 島根が目指す将来像 参照）。

この基本目標のうち「活力ある産業をつくる」「地域を守り、のばす」のなかで、「魅力ある農林水産業づくり」などの政策を、その政策の下に「農業の振興」、「林業の振興」、「水産業の振興」などの施策（〔図 2〕 政策・施策一覧 参照）を定めて、農林水産業の政策・施策の方向性を定めている。そして、その施策のもとに各種の事務事業（〔図 3〕 令和 2 年度 施策の事務事業一覧 参照）を定めている。

2 島根県農林水産基本計画

島根県では、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を作る島根創生の礎となるのは農林水産業と地域の暮らしを支える農山漁村であるとの考えのもと、令和 2 年 4 月に「島根県農林水産基本計画」（令和 2 年度（2020）-令和 6 年度（2024））を策定している。

「島根県農林水産基本計画」は「島根創生計画」の実行計画であり、明確な目標を定め、それに向かってどのように取り組んでいくのか、これまで足りなかったことを明らかにした上で、重点的な取組事項を定めている。「島根県農林水産基本計画」では、重点推進事項として、農業分野では「ひとづくり」、「ものづくり」、「農村・地域づくり」を、林業分野では「林業のコスト低減」、「原木が高値で取引される環境整備」、「林業就業者の確保」を、水産分野では「沿岸自営漁業者の確保と所得の向上」、「漁村、地域の維持・発展」を挙げている。

また、「島根県農林水産基本計画」の主な特徴は次のとおりである。

- ・ 将来ビジョン及び計画期間の目標（5 年後の目指す姿）を明確化
- ・ 全ての重点推進事項に数値目標を設定し、達成のためにやるべきことを明記
- ・ 目標達成に向けて、重点推進事項以外の分野についても今後の取組方針を整理

・「しまね食と農の県民条例」（第 15 条）に基づく基本計画

第 2 島根県農林水産部の概要

1 農林水産部の機構

令和 3 年 4 月 1 日現在の農林水産部の機構及び職員配置の状況は以下の表のとおりであり、本庁に 270 名、地方機関に 468 名の合計 738 名の職員が配置されている。

機構	人数
農林水産総務課	37
農業経営課	24
産地支援課	36
農畜産課	30
農村整備課	16
農地整備課	20
林業課	41
森林整備課	25
水産課	24
島根海区漁業調整委員会事務局	4
沿岸漁業振興課	13
【本庁】計	270

機構	人数
隠岐支庁農林水産局	43
隠岐海区漁業調整委員会事務局	2
東部農林水産振興センター	126
西部農林水産振興センター	125
農業技術センター	85
農林大学校	27
畜産技術センター	21
水産技術センター	39
【地方機関】計	468

* 会計年度任用職員の数は含まない。

2 予算・決算の状況

(1) 過去3年間の島根県の歳出決算の推移

(千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(一般会計)			
議会費	957,176	980,608	883,904
総務費	29,496,761	29,266,487	32,114,300
民生費	51,486,334	53,864,402	61,849,366
衛生費	19,592,522	19,457,565	33,051,562
労働費	1,757,737	1,727,218	1,766,530
農林水産業費	36,149,066	37,489,625	41,887,346
商工費	9,929,377	10,002,917	19,280,886
土木費	71,268,633	79,648,194	84,195,816
警察費	20,240,328	20,098,240	20,286,636
教育費	91,727,746	89,494,033	89,623,498
災害復旧費	4,313,289	4,181,649	2,713,975
公債費	81,077,808	79,807,074	75,056,607
諸支出金	26,758,368	24,771,823	31,228,278
小計	444,755,145	450,789,835	493,938,704
(特別会計)			
小計	227,703,894	228,766,160	228,398,868
歳出額 合計	672,459,039	679,555,995	772,337,572

(出所：島根県歳入歳出決算審査意見書)

(2) 農林水産部の予算・決算の概要

①令和2年度 各課別予算額及び決算額

(一般会計)

(千円)

課名	予算額(専決後)	決算額	次年度繰越額
農林水産総務課	5,343,725	4,097,288	1,193,937
農業経営課	3,669,703	3,465,222	133,137
産地支援課	1,749,072	879,560	653,799
農畜産課	2,205,607	1,444,743	321,244

しまねブランド推進課	2,029,875	1,314,518	673,000
農村整備課	5,634,588	2,016,763	3,518,231
農地整備課	10,762,627	5,100,418	5,617,355
林業課	4,300,913	3,552,744	682,930
森林整備課	7,442,532	3,203,355	4,126,344
水産課	1,855,330	1,621,290	190,025
漁港漁場整備課	4,641,065	2,087,492	2,485,125
農林水産部 合計	49,635,037	27,783,393	19,595,127

* 合計には農林水産部、商工労働部の共管である「しまねブランド推進課」分を含む。

(特別会計)

(千円)

課名	会計名	予算額 (専決 後)	決算額	次年度 繰越額
農林漁業改善資金特別会計		831,788	221,593	610,182
農業経営課	農業改良資金	41,126	19,316	21,803
林業課	林業改善資金	242,436	61,943	180,489
	林業就業促進資金	125,782	42,696	83,084
水産課	沿岸漁業改善資金	422,444	97,638	324,806
林業課	中海水中貯木場特別会計	16,928	16,721	-

(出所：令和2年度予算執行の実績並びに主要施策の成果)

②令和2年度 節別決算額

(千円)

節	一般会計	特別会計
報酬	391,106	870
給料	3,235,030	-
手当	1,772,803	-
共済費	1,184,005	-
報償費	22,385	-
旅費	45,860	-
需要費	796,980	448
役務費	97,875	56
委託費	2,923,025	1,776

使用料	48,932	469
工事費	6,066,144	-
公有財産購入費	13,833	-
備品費	294,293	-
補助費	8,784,766	696
貸付金	1,054,657	106,380
補償費	188,491	-
償還金	135,823	89,807
出資金	237	-
積立金	435,963	-
公課費	1,664	-
繰出金	32,044	37,812
合計	27,525,916	238,314

第 3 監査対象

島根県単独の補助金のうち、交付決定額が 100 万円以上の下表記載の補助金を監査対象とした。ただし、下表の番号 1、番号 17 及び番号 29 については、監査の過程において、島根県単独の補助金ではなく本監査の対象ではないことが判明したため、監査対象外とした。

番号	補助金名	所管課	交付決定額 (千円)
1	《人・農地問題解決加速化事業》	農林水産総務課	-
2	多様な担い手確保・育成事業費補助金 (担い手不在地域継承支援事業)		1,216
3	集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金	農業経営課	8,215
4	島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金		7,099
5	多様な担い手確保・育成事業費補助金		26,941
6	新規就農者整備支援事業費補助金		50,716
7	21 世紀新農業担い手育成確保事業費補助金		15,641
8	中核的経営体を目指す自営就農者確保対策 事業費補助金		34,148
9	農業近代化資金利子補給金		9,926
10	農業経営基盤強化資金利子補給金		1,414

11	島根県農業委員会ネットワーク機構負担金	農業経営課	4,084
12	中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金		25,200
13	農地集積・集約化対策事業費補助金 (担い手集積支援金交付事業)		19,312
14	水田園芸拠点づくり事業費補助金	産地支援課	44,129
15	産地創生事業費補助金		50,845
16	肉用子牛価格安定事業費補助金	農畜産課	1,000
17	《島根県産業動物獣医師等確保支援事業費補助金》	-	-
18	種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金	農畜産課	2,303
19	全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金		1,522
20	放牧再生支援事業費補助金		7,660
21	しまね和牛生産振興事業販売力強化対策補助金		1,499
22	先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金		4,490
23	県単強い農業づくり交付金		1,371
24	しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金		36,095
25	農業復旧対策事業費補助金		3,248
26	水田農業経営安定推進緊急対策補助金		30,758
27	種子調製施設整備事業費補助金		51,087
28	水利施設等保全高度化事業補助金	農村整備課	10,000
29	《土地改良施設維持管理適正化事業補助金》		-
30	県単農地集積促進事業補助金 (中山間地域総合整備事業)		25,891
31	県単農地集積促進事業補助金 (団体営農地耕作条件改善事業)		8,274
32	しまねの農地再生・利活用促進事業 (耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業)		1,619
33	中海干拓農地保有合理化促進事業補助金	農地整備課	14,334
34	令和2年度 県単農地有効利用支援整備事業補助金		7,500
35	令和元年度 県単ため池安全確保事業補助金		6,901
36	令和2年度 県単ため池安全確保事業補助金		2,211
37	令和2年度 淡水化代替水源対策助成交付金		7,109
38	県民参加の森づくり事業費交付金	林業課	30,540
39	飯南町地域振興交付金(施設改修交付金)		3,461

40	飯南町地域振興交付金（負担軽減交付金）	林業課	8,568
41	原木流通円滑化緊急対策事業費補助金		27,410
42	島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金		4,351
43	島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金		39,568
44	循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金		70,318
45	令和元年度 原木搬出作業道開設事業費補助金	森林整備課	70,000
46	令和元年度（元年災）県単林地崩壊防止事業補助金		3,135
47	令和2年度 災害被害森林復旧対策事業補助金		14,122
48	令和2年度 林業種苗供給力強化事業補助金		3,000
49	令和2年度 林内路網整備事業費補助金		95,553
50	令和2年度（2年災）県単林地崩壊防止事業費補助金		69,035
51	令和2年度 間伐小径木搬出促進事業補助金		6,100
52	浜田地区水産振興対策事業交付金	漁業漁場整備課 （水産課）	99,559

第 3 章 包括外部監査の結果及び意見

第 1 総論

1 補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定すべきである。

- (1) 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が具体的かつ明確になっていなければならない。

そもそも、地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」との条件のもと普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。そのため、補助金の目的には「公益上必要」であることが明記されなければならないが、「公益」の内容が抽象的になってしまうと当該補助金が効果を上げたのか否かを抽象的にしか把握することができず、本当に効果があるのか曖昧になってしまうし、さらに言えば本当は何の効果もなかったとしても効果があったかのように理由をいくらでもこじつけることができってしまうことになる。

また、補助金の必要性については当然吟味されなければならないが、特に国庫補助金において補助対象としていないものを補助対象とする補助金を創設する場合（補助対象を広げる場合や補助金額を上乗せする場合）、その補助金の必要性（補助対象の妥当性）についてはより慎重かつ丁寧に吟味する必要がある。一般的には、国庫補助金において補助対象としなかったのには相応の理由があるはずであり、その吟味を欠いたまま安易に補助対象を広げる等した島根県単独の補助金を創設することは効果の乏しい補助金を生むおそれがある。

- (2) 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金との関連性のあるものとしなければならない。

関連性のない尺度・基準を用いても補助金の効果を適切に測ることはできないのは当然のことである。

また、複数の補助金に共通する尺度・基準や目標値が設定（共通利用）されている場合、「そのうち当該補助金によるもの」という形で常に当該補助金との関連性を意識しておかなければならない。そうでなければ、実績（目標値の達成）が当該補助金によるものか他の補助金によるものか判然としないことになる。

(3) 補助金の効果測定のための資料を補助金受領者に提出させるべきである。

補助金の効果測定のための資料を補助金交付者である島根県が収集しなければならないとすると補助金にかかる業務は繁忙を極めることになる。補助金により直接の恩恵を受けているのは補助金受領者なのであるから、補助金の効果測定のための資料の提出を補助金受領者に求めても何ら不当ではない。

(4) 実際には補助金の効果測定の尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もある。そのような場合には尺度・基準や目標値を定めることができなくてもやむをえない。ただし、そのような効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。尺度・基準や目標値がないのをよいことに効果不明の補助金を漫然と存続させることがあってはならない。

2 消費税の課税事業者か否かに関する報告書を提出させるべきである。

(1) 島根県の平成 30 年度の包括外部監査「商工労働部における補助金の事務執行及び KPI の設定とそのフィードバックについて」における包括外部監査人の意見として、『補助金交付要綱に「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。」とされている場合があるが、関係資料を査閲したところ、県は当該報告書の徴求を行っていないことがある。この点、県は「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っているため徴求をしていないとのことであるが、特に交付先が消費税の課税事業者である場合には当該補助金が実質的に補助対象経費を超えて支給されることにもなりかねないため、より厳格に管理すべきである。』と示されている。

ところで、今回監査対象とした補助金の交付要綱においても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定を設けているものがある。その趣旨は、消費税込みの金額を補助対象経費とした場合で、かつ交付先が消費税の課税事業者であるときには当該補助金の実質的に補助対象経費を超えて支給されるおそれがあるのでこれを防止するためである。

今回監査対象とした補助金においても上記平成 30 年度の包括外部監査における意見で指摘するところと同様に「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っている場合がある。しかし、その問題点は上記平成 30 年度の包括外部監査における意見

で指摘するところであり、当該補助金が実質的に補助対象経費を超えて支給されることが決してないように厳格な管理が求められる。

監査人としては「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当しない理由が補助対象者が免税事業者等のためである場合には、その旨の報告書を補助対象者に提出させることが厳格な管理につながると考える。

なお、上記平成 30 年度の包括外部監査における意見では仕入税額控除の調整の要否についてフローチャート形式でチェックできる図が示されている。仕入税額控除の調整の要否の把握の際にはこのフローチャートを活用されたい。

- (2) 今回監査対象とした補助金では、その交付要綱において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定がないものもある。

消費税込みの金額を補助対象経費とした場合で、かつ交付先が消費税の課税事業者であるときには当該補助金を実質的に補助対象経費を超えて支給されるおそれがあるのでこれを防止するという消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定の趣旨は特定の補助金にだけの問題ではなく、島根県が交付する全ての補助金に関係することであるから、原則として、補助金の要綱には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定を置くべきである。なお、全ての補助金に関係することであるということからすれば、島根県補助金等交付規則など全ての補助金に共通して適用される規範において定めるという方法もありうる。

3 検査調書について、具体的にどの資料のどの数字と突合したのか分かるような記載とすべきである。

補助金において検査調書の作成が法令上義務付けられているわけではないが、補助金の交付決定を受けた者から実績報告書の提出を受け、これを精査して補助金の額の確定を行うという一連の過程において、実績報告書の内容を精査し補助金の額の確定をしたことの証跡として検査調書が作成されている。

ところで、島根県の平成 30 年度の包括外部監査「商工労働部における補助金の事務執行及び KPI の設定とそのフィードバックについて」における包括外部監査人の意見として、『検査調書には検査の結果のみが記載されており、具体的な手続やチェックの証跡等が記された資料等、検査の結論に至る経緯や根拠等を示す資料が保管されていないものが多く、本監査において、検査調書の合理性について確認できないことがあった。』と示されている。

今回監査対象とした補助金についても検査調書が作成されているが、その実情は上記平成 30 年度の包括外部監査における意見で指摘するところと同様であるものが散見

された。すなわち、多くの検査調書において、「事業の出来高及び査定」や「施行状況」といった欄があり、金額や施行の状況（「良好」といった記載がされ、「検査の意見・措置」欄には「適正と認める」との記載があり、実績報告書等を精査した結果、適正であった旨が記載されているが、補助対象事業が適正と判断するに至った判断過程や判断根拠となる具体的な証拠類（取引年月日、取引先、取引内容等）の記載がない。そのため、「適正」と判断したその結果が真に適正だったのか事後に検証することができない。

検査調書は補助金の交付がその目的に照らして適切であることを客観的に示すものであるから、交付金額の適切性に係る判断過程や判断根拠を詳細に記録し残しておくべきである。

第 2 各補助金について

次項以下のとおりである。

2. 多様な担い手確保・育成事業費補助金

(担い手不在地域継承支援事業)

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	63-66 頁 (地域が必要とする多様な担い手の確保・育成)
事務事業の名称	多様な担い手確保・育成事業
所管課	農林水産総務課
根拠となる交付要綱等	多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱
補助金の目的	<p>本県の農業・農村は、安全・安心で品質の確かな食料の安定供給をはじめ、県土や環境の保全、美しい景観形成等、多面的機能の発揮を通じて県民の健全で豊かな暮らしを支えているが、過疎・高齢化の進行による担い手不足が深刻な課題となっている。</p> <p>こうした状況のもと、本県ではこれまで、就農希望者の相談から就農前研修、就農後のフォローなど担い手の確保・育成を図るために総合的な施策を展開してきた。</p> <p>しかし、本件農業の持続的な発展に必要な人数の確保は未だ不十分な状況であり、県内外からの就農希望者を確保し、農業者としての育成支援や受入体制の強化等、さらなる支援が必要である。</p> <p>そこで、新規就農者を始めとした多様な担い手の増加に向けた対策を総合的に実施するものとする。</p> <p>(担い手不在地域継承支援事業)</p> <p>生産条件が不利な担い手不在地域で親族等の経営を継承し、地域の担い手となる者に対して、経営が不安定な就農初期段階に資金を交付することにより経営確立を支援し、もって担い</p>

	手不在集落の解消を図ることを目的とする。
--	----------------------

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	担い手不在集落の解消数
目標値	R2-R6 各 55 件（合計 275 件）
実績値	(R2) 21 件

ウ 補助対象

補助対象者	地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会、市町村
補助対象事業	集落営農法人等の指導者が研修生に対して、当該法人等での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための指導を行うことへの助成及び必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成
補助金額等	研修生一人当たり年間 120 万円を上限

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	-
令和 2 年度	1,216

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	初年度から目標値と実績値の乖離が生じている。その原因や課題を分析し適切な対応に努められたい。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでない	意見

	いので、その記録を残すべきである。	
	<p>②本補助金の事業実施主体は様々な事業者が想定されており、消費税の課税・免税の点でも事業者ごとに異なっている。本補助金においては、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定め」が設けられていないため、交付要綱上に明確に記載すべきである。</p> <p>また、事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理するために、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	意見
	③補助対象とした人件費の時間単価について、令和2年10月1日当時の最低賃金（792円）を下回っているおそれがある。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

3. 集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	27 頁（集落営農の経営改善）（*1）（*2）
事務事業の名称	集落営農体制強化スピードアップ事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金交付要綱 集落営農体制強化スピードアップ事業（実施基準） 集落営農体制強化スピードアップ事業の事務取扱いについて
補助金の目的	<p>地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する集落営農の組織化や法人化、集落営農法人と複数の集落営農組織等が連携した広域連携組織の育成を図り、農業機械の共同利用やオペレーター補完など、経営の効率化や人材確保の取り組みの拡大を進めることで、地域全体をマネジメントし、地域を持続的に存続していく体制の整備を図る。</p> <p>（持続可能な農業・農村を実現するためには、地域の農地の維持や農業生産活動の担い手としての集落営農の確保・育成が必要であり、担い手不在地域における集落営農の組織化、組織の継続性を確保するための法人化や集落営農法人等が連携した広域連携組織の育成を図り、経営の効率化や人材確保の取り組みの拡大を進めることが重要である。このため、集落営農の組織化、法人化や広域連携に必要な取組に要する経費に対して補助金を交付する。（*3））</p>

（*1）農林水産基本計画では、5年後の目指す姿として以下の成果指標を示している。

- ・経営多角化（園芸又は畜産）に取り組む集落営農法人の割合を平成 29

年の4割から6割まで引上げ

- ・ 集落営農法人を20組織以上設立
- ・ 集落営農の広域連携組織を年5組織以上設立

上記の結果として、集落営農法人の収益が経営の多角化により平成29年の2.5億円から20億円(+17.5億円)に向上することを目指している。

(*2) 集落営農とは、農業集落を一つの単位とみなし、一定の合意のもとに農機、農業施設、農地などを共同利用しながら、集落の農業者の過半が農業生産を助け合う営農をいう。農林水産省の集落営農実態調査では「集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」と定義している。集落営農の形態には、(1)集落で農機を共同所有し、集落ぐるみの計画に基づいて共同利用する、(2)集落内の農地全体を一つの農場とみなして営農を一括管理・運営する、(3)集落ぐるみで意欲ある農業者に農作業を委託し、農地の集積を進めている、(4)特産品や転作作物作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行っている、などがある。集落営農は個々の農家には負担の重い農作業を、農機の共同利用や作業共同化で効率化できる利点がある。

(*3) 島根県における広域連携の取り組みとしては、集落営農組織の法人化の推進に加え、集落営農組織が近隣組織や多様な担い手等と連携することにより、地域農業・農村を持続的に発展させる仕組みづくりを進めている。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①集落営農組織のうち法人化した数 ②集落営農の広域連携組織数 ③経営多角化に取り組む集落営農法人の割合
目標値	①集落営農法人設立数（目標20法人） ②新規広域連携組織数（目標5組織） ③経営多角化に取り組む集落営農法人の割合（目標46.1%）
実績値	①集落営農法人設立数（実績4） ②新規広域連携組織数（実績5） ③経営多角化に取り組む集落営農法人の割合（実績48.1%）

ウ 補助対象

補助対象者	公益財団法人しまね農業振興公社、島根県農業再生協議会（*4）、市町村
補助対象事業	①広域連携組織育成支援 ・ 広域連携コーディネーター設置

	<p>広域連携組織設立に向けて集落・組織間の調整や事業計画作成等をサポートする広域連携コーディネーターの person 費、活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携組織活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 広域連携の組織化・法人化や省力・低コスト化、共同販売の取組に必要な推進活動及び施設・機械整備を支援 <p>②個別集落営農法人化支援 新規設立した集落営農法人の経営に必要な推進活動及び施設・機械整備を支援</p> <p>③担い手不在地域の組織化等支援 担い手不在地域における組織化や農地を維持する仕組みづくりに必要な推進活動及び機械整備を支援</p> <p>④推進活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体のレベルアップ活動支援 集落営農推進シンポジウム等の開催や集落営農に関する全県的な課題解決に向けた活動に対する経費を支援 ・地域の実情に応じた推進活動支援 市町村、地域農業再生協議会担い手部会等が、地域の実情に応じた集落営農の組織化・法人化、広域連携等に向けて取り組む活動を支援
補助金額等	<p>各補助対象事業の補助率</p> <p>①広域連携組織育成支援 広域連携コーディネーター設置（10/10） 広域連携組織活動支援（推進活動 1/2 以内、施設・機械整備 1/3 以内）</p> <p>②個別集落営農法人化支援（推進活動 1/2 以内、施設・機械整備 1/3 以内）</p> <p>③担い手不在地域の組織化等支援（推進活動、機械整備交付先が事業実施主体に対して交付した額の 1/2 以内。ただし、事業費の 1/3 以内を上限とする。）</p> <p>④推進活動支援 県全体のレベルアップ活動支援（10/10） 地域の実情に応じた推進活動支援（1/2 以内）</p>

（*4）島根県農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、も

って食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するため、水田ビジョンに基づく、県推進品目の推進、米の需給調整の推進、中核的な担い手の育成や集落営農組織の経営改善などの人づくりを目的とする。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	12,431
平成 31 (令和元年) 度	10,929
令和 2 年度	8,215

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①令和 2 年度補助事業等検査調書（事業名：集落営農体制強化スピードアップ事業、事業主体名：公益財団法人しまね農業振興公社、金額：7,420,000 円）について、担当者が独自に作成した「補助事業完了確認検査チェックリスト」が添付されているが、当該チェックリストに事業名などの記載がなく検査調書との対応関係が不明である。当該チェックリストにも事業名等を記載し、検査調書との対応関係を明確にすることが望ましい。	意見
	②上記の補助事業完了確認検査チェックリストには、検査内容、確認方法及び確認書類の名称等は記載されている。しかし、支出金額の内訳（事業費内訳書）の、どの支出額を何と突合して適切性を確かめたのか不明である。検査調書は当該支出が補助金の交付目的に照らして適切であるこ	意見

	<p>とを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。</p>	
	<p>③島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年12月28日島根県訓令第6号）には、規程の趣旨や検査の方法、検査調書の取扱い等が定められ、検査調書等の様式も定められている。しかし、検査調書の記載方法等についての具体的な定めはない。検査調書は実施された補助対象事業の適切性を確かめたことを、その根拠とともに明らかにするものであるため、突合した証拠の名称や日付の記載や、何と突合したかわかる証跡を残すことなどの、検査調書の記載方法、作成方法も規程に盛り込み、検査の質を高く維持できるようにすべきである。</p>	<p>意見</p>

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

4. 島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	24 頁（中核的な担い手の育成）
事務事業の名称	担い手総合支援事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金交付要綱 島根県担い手育成アクションサポート事業実施要領
補助金の目的	本県農業の担い手の確保・育成を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 (R2 年度からの累計)
目標値	(R2) 78 経営体
実績値	(R2) 22 経営体

* 中核的経営体とは、農業の担い手のうち販売額 1,000 万円以上の者をいう。

ウ 補助対象

補助対象者	(1) 島根県農業再生協議会 (2) 各地域担い手育成総合支援協議会、各地域農業再生協議会、市町村、農業団体、流通業者団体等
補助対象事業	①アクションプログラム実施のための戦略会議 ②担い手育成のための研修会 ③担い手の経営相談・指導（フォローアップ活動） ④担い手育成に向けた調査・研修・実証 ⑤担い手組織の立ち上げ、研修、ネットワーク活動 ⑥支援体制整備 ⑦その他担い手育成のために知事が必要と認める活動
補助金額等	(1) 島根県農業再生協議会 10/10 (2) 各地域担い手育成総合支援協議会ほか 1/2 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	10,138
平成 31 (令和元年) 度	10,028
令和 2 年度	7,099

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準としては、販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数を設定しているが、本事業は、担い手の育成のみならず、その確保も目的としているのであるから、新規就農者数等の担い手の確保人数も尺度・基準として設定することが適当と考える。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金では、島根県や各地域の協議会等が中心となり、農業事業者を支援していくスキームのもと補助対象が決められている。それらの協議会等を支援の中核的機関とすることで、末端の農業事業者との緊密かつ円滑な相談支援体制の構築が期待できる。よって、補助対象が不相当とは認められない。	適
その他	①川本町地域農業再生協議会の事業において、当初事業計画では、戦略会議、研修会、相談・指導、調査・研究・実証等の事業費として 260,000 円が計上されていたが、実績報告では、そのうち「調査・研究・実証等」の事業として予定されていたセンチピートグラス設置実証費として 260,000 円が計上されていた。補助金額に変更はないものの、当初実施計画の内容が変更となっていると見うる事案であった。交付要綱上、形式的には変更承認申請を要するものとはされてはいないが、事業内容が当初計画から変動しているのであるか	意見

	ら、その事業内容をチェックするためにも変更承認申請を求めてしかるべき事案であったと考える。	
	②益田市農業再生協議会の事業において、事業費が20%を超えて減少しているところ、交付要綱では、事業費の20%を超える増減には変更承認申請が必要とされているが、本件では変更承認申請がされていなかった。	指摘
	③島根県農業協同組合（やすぎ地区本部）の事業において、事業費が20%を超えて増加しているところ、交付要綱では、事業費の20%を超える増減には変更承認申請が必要とされているが、本件では変更承認申請がされていなかった。また、検査調書では増加後の事業費が反映されていない。	指摘
	④検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないため、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（ 無 ）

5. 多様な担い手確保・育成事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	19-22 頁（新規自営就農者の確保） 63-66 頁（地域が必要とする多様な担い手の確保・育成）
事務事業の名称	多様な担い手確保・育成事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱
補助金の目的	<p>本県の農業・農村は、安全・安心で品質の確かな食料の安定供給をはじめ、県土や環境の保全、美しい景観形成等、多面的機能の発揮を通じて県民の健全で豊かな暮らしを支えているが、過疎・高齢化の進行による担い手不足が深刻な課題となっている。</p> <p>こうした状況のもと、本県ではこれまで、就農希望者の相談から就農前研修、就農後のフォローなど担い手の確保・育成を図るために総合的な施策を展開してきた。</p> <p>しかし、本県農業の持続的な発展に必要な人数の確保は未だ不十分な状況であり、県内外からの就農希望者を確保し、農業者としての育成支援や受入体制の強化等、さらなる支援が必要である。</p> <p>そこで、新規就農者を始めとした多様な担い手の増加に向けた対策を総合的に実施するものとする。</p> <p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業</p> <p>近年、農林水産業への就業志向者が増加しており、農林水産業の経営体に対しては雇用の受け皿としての期待が高まっている。</p> <p>また、本県農林水産業にとって、将来の担い手となる新規就業者の育成・確保は重要な課題であり、県内外から人材を確保していく必要が</p>

	<p>ある。</p> <p>このため、農林水産業への志向者に対する就業支援を強化することにより、もって県内農林水産業の担い手を育成・確保する。</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業</p> <p>自営就農者等の研修受け入れ先となる農家等を開拓し、就農前研修者の受け皿を確保し、研修者の受け入れに際しては、受入農家が営農の作業時間から指導時間を割かれることや単なる技術指導にとどまらず、営農計画作成、関係機関との調整等から就農後のフォローアップを行うことを目的に、一定の費用弁償をすることで、受入可能な農家等を増加させる。</p> <p>あわせて、地域担い手育成総合支援協議会及び地域農業再生協議会等が設置する「新規就農サポートチーム」に研修受入農家も参画し、就農前研修や就農直後の経営不安定な時期におけるフォローアップ体制を整備することで、新規就農者の確実な定着と経営安定を図る。</p> <p>(3) 半農半X支援事業</p> <p>本県農業の将来の担い手となる新規就農者の育成確保は重要な課題であり、そのためには県外から農業を志向するUIターン者を積極的に確保している必要がある。近年、農のある暮らしへの関心の高まりから、就農相談者は増加しているが、農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の自営就農、雇用就農だけでなく、兼業収入を加えた半農半Xによる就農を誘導することが必要である。</p> <p>そこで、各市町村において移住から定住までの各段階において総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、もって県内農業・農村の担い手を育成・確保する。</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業</p> <p>集落及び産地（以下、集落等）における高齢</p>
--	--

化・担い手不足解消が喫緊の課題となっているなか、集落等と関係機関が連携して新たな担い手の受け入れ体制を検討し、具体的な受け入れ情報のパッケージ化（求める人材像、用意できる農地・機械設備及び住居などの情報をまとめること）を進める。

そして、このパッケージを、県内外での就業相談会等で提案・活用することにより、新規就農希望者の幅広い取り込みと確実な就農・定着を図る。

(5) 農業人材投資事業

農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業人材投資資金を交付する。

(6) 経営継承推進活動事業

農家子弟や第三者へ円滑に経営継承するために必要なワンストップ相談窓口を地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会に設置するとともに、その活動費を支援することにより、本県農業の担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

(7) 集落営農雇用支援事業

島根県内の集落営農法人は約 250 法人存在するが、組織の設立から年月が経過し、設立の中心となった第 1 世代の高齢化が進み、法人運営が危ぶまれる組織が急増している。

そこで、定年等を契機に地域の農業維持に取り組む者の参画を目指して、集落営農法人が新たに農業に従事する者を雇用して行う OJT 研修を支援し、集落営農法人を中心とした地域に貢献する農業者を育成することを目的とする。

(8) 半農半集落営農支援事業

島根県内の集落営農法人は約 250 法人存在するが、組織の設立から年月が経過し、設立の中心となった第 1 世代の高齢化が進み、法人運営が危ぶまれる組織が急増している。

	<p>そこで、定年等を契機に地域の農業維持に取り組む者の参画を目指して、自身の農業経営を行いながら集落営農のオペレーターや多角化部門の管理等に携わり、トータルで農業の担い手として地域に貢献する農業者を育成することを目的とする。</p>
--	---

* 本補助金の交付要綱には「(9) 担い手不在地域継承支援事業」もあるが、農林水産総務課の所管である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	<p>①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UI ターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数 ④地域が必要とする農業人材の確保数</p>
目標値	<p>①R2～R6 目標：各年 60 人 ②R2～R6 目標：各年 30 人 ③R2～R6 目標：各年 20 人 ④R2：25 人、R3：50 人、R4：75 人、R5：100 人、R6：125 人 (累計値)</p>
実績値	<p>① (R1) 33 人、(R2) 39 人 ② (R1) 18 人、(R2) 23 人 ③ (R1) 4 人、(R2) 7 人 ④ (R1) ー、(R2) 7 人</p>

* 認定新規就農者とは、市町村から農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。認定新規就農者になると、青年等就農資金を借り入れることが可能であり、また、農業次世代人材投資事業等を活用することができる。

* 地域が必要とする農業人材の確保数とは、(a)集落営農雇用支援の採択数、(b)半農半集落営農支援の採択数、(c)定年等帰農者営農開始・定着支援の採択数、(d)半農半 X 定住定着支援採択数のうち、X が農業関係の業種の者である。

ウ 補助対象

<p>補助対象者</p>	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業 公益財団法人しまね農業振興公社</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業 研修受入農家として知事に認定された者</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業 市町村</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 地域担い手育成総合支援協議会及び地域農業再生協議会及び市町村</p> <p>(5) 農業人材投資事業 市町村</p> <p>(6) 経営継承推進活動事業 市町村</p> <p>(7) 集落営農雇用支援事業 市町村、地域担い手育成総合支援協議会及び地域農業再生協議会</p> <p>(8) 半農半集落営農支援事業 市町村</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業</p> <p>①就業プランナー活動事業 就業プランナーによる相談等、受入情報の収集、関係機関等との連携</p> <p>②島根農林水産業の PR 強化事業 就業情報の発信、相談会の PR など</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業</p> <p>①就農前研修経費助成事業 半農半 X 実践者が県内で農業経営のために必要な研修を受ける期間について助成</p> <p>②定住定着助成事業 半農半 X 実践者が県内で農業経営を開始した場合に、営農と生活を安定させるための助成</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 就農パッケージづくりの推進及びパッケージ提案による就農相談会、就農体験ツアーの実施</p>

	<p>(5) 農業人材投資事業</p> <p>①準備型 就農時年齢 50 歳以上で、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者等に対して資金を交付</p> <p>②経営開始型 経営開始直後の就農時年齢 50 歳以上の就農者に対して資金を交付</p> <p>(6) 経営継承推進活動事業 経営継承に係る課題を相談するためのワンストップ窓口の設置</p> <p>(7) 集落営農雇用支援事業 集落営農法人が新規就農者に対し実施する OJT 研修に対する助成</p> <p>(8) 半農半集落営農支援事業 半農半集落営農実践者が県内で農業経営並びに集落営農法人での業務を開始した場合の経営確立に要する経費の助成</p>
補助金額等	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業 10/10</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業 定額</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業</p> <p>①就農前研修経費助成 定額</p> <p>②定住定着助成 市町村が補助する金額の 1/2 以内</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 1/2 以内</p> <p>(5) 農業人材投資事業 定額</p> <p>(6) 経営継承推進活動事業 1/2 以内</p> <p>(7) 集落営農雇用支援事業 定額</p> <p>(8) 半農半集落営農支援事業 定額</p>

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業 14,130 (=①8,927+②5,203)</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業 6,810</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業</p>
----------	--

	<p>9,090 (=①2,640+②6,450)</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 800</p> <p>(5) 農業人材投資事業 -</p> <p>(6) 経営継承推進活動事業 0</p> <p>(7) 集落営農雇用支援事業 -</p> <p>(8) 半農半集落営農支援事業 -</p>
平成 31 (令和元年) 度	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業 13,611 (=①9,356+②4,255)</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業 4,740</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業 6,270 (=①1,440+②4,830)</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 1,169</p> <p>(5) 農業人材投資事業 1,038 (=①600+②438)</p> <p>(6) 経営継承推進活動事業 0</p> <p>(7) 集落営農雇用支援事業 -</p> <p>(8) 半農半集落営農支援事業 -</p>
令和 2 年度	<p>(1) 就業プランナー・PR 強化事業 13,611 (=①9,139+②4,472)</p> <p>(2) 研修受入農家助成事業 1,350</p> <p>(3) 半農半 X 支援事業 9,420 (=①5,640+②3,780)</p> <p>(4) 就農パッケージづくり推進事業 400</p> <p>(5) 農業人材投資事業</p>

	2,160 (=①720+②1,440)
(6) 経営継承推進活動事業	0
(7) 集落営農雇用支援事業	1,216
(8) 半農半集落営農支援事業	0

*各事業の主な実績等は以下のとおり。

- (1) 就業プランナー・PR強化事業 (R2)
相談件数 415 件、うち就業・定住に結びついた件数 57 件
- (2) 研修受入農家助成事業
研修受け入れ農家数 (H30) 28、(R1) 20、(R2) 6
研修生 (H30) 32 人 (うち就農者 31 人)
(R1) 22 人 (うち就農者 22 人)
(R2) 7 人 (うち就農者 7 人) *R2 は R1 からの継続分のみ
- (3) 半農半 X 支援事業 (R2)
 - ①就農前研修経費助成
吉賀 4 人、美郷 2 人
 - ②定住定着助成
吉賀 6 人、松江 1 人、大田 1 人、邑南 1 人、津和野 1 人、西ノ島 1 人
- (4) 就農パッケージづくり推進事業 (R2)
就農パッケージによる就農者 18 人
- (5) 農業人材投資事業
事業利用者のうち就農者 (H30) 8 人、(R1) 8 人、(R2) 4 人
- (6) 経営継承推進活動事業
令和 2 年度をもって廃止 (通常業務の中で相談等を実施していく。)
- (7) 集落営農雇用支援事業 (R2)
2 件 (60 歳 1 名、64 歳 1 名)
- (8) 半農半集落営農支援事業
実績なし

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	<p>交付要綱にいう「多様な担い手」とは、年齢・職業・兼業・新規・UI ターンなどに関わらずという意味のようであるが、ともすれば農業を担ってくれる人であれば誰でもよいというようにも聞こえる。このような目的のもとに複数の事業をぶら下げる形をとると、総花的に事業を生み出すことになり、ひいては事業の乱立を招きかねない。</p> <p>「多様な担い手の増加」との総合的な目的のもとに9つの異なる細目的な目的をもった事業がぶら下がる形となっている。いずれも大局的にみれば同じ目的に向かっているものではあるが、個々に細目的な目的は異なるため、それぞれに交付要綱を定めるべきである。</p>	意見
尺度・基準の内容の妥当性	<p>①総合的な目的のもとに9つの異なる細目的な目的をもった事業がぶら下がる形となっている。事業が多すぎて各事業による目的達成の効果やその関連性が見えにくくなっている。そのため、果たしてどの事業が効果的であったのか事後に検証できない。事業ごとに交付要綱を定めるべきである。</p>	意見
	<p>②本補助金の総合的な目的は「多様な担い手の増加」ということであるが、そのわりには尺度が認定新規就農者数等に限定されており、目的と尺度・基準が一致していない。事業ごとに適切な尺度・基準を設定すべきである。</p>	意見
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	<p>補助要件として農業従事(予定)者の年齢を「50歳以上」とか「50歳以上 65歳未満」としているものがある。これは、農林業センサスで島根県の基幹的農業従事者の平均年齢が約70歳(H22:70.7歳、H27:71.3歳、R2:72.0歳)であることを踏まえ、農業を5年程度継続してもらえる年齢として65歳までが視野に入るという考えによるものようである。しかし、農業の習熟に要する期間</p>	意見

	や長期的な定着ということを踏まえれば、10年程度を農業従事期間と捉えて、50歳代を中心とした支援とするなど対象については今一度検討すべきである。	
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 農業法人における従事者の平均年齢（162 法人から回答）

（一般）65.4 歳 （オペレーター〈機械操作〉）64.2 歳

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

・ 本補助金においては、消費税を差し引いた額で補助対象経費を算出している。

6. 新規就農者整備支援事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	19～22 頁（新規自営就農者の確保）
事務事業の名称	多様な担い手確保・育成事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	新規就農者整備支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	「島根県農林水産基本計画」において、スマート農業の推進、水田を活用した園芸の推進や、島根ならではの特色ある生産である有機農業や GAP の振興など、ものづくりから推進を図るとともに、農業産出額 100 億円増を実現していく上で必要な農業経営を確保するため、新規就農者の確保及び中核的担い手へ発展していくための取組を、支援することにより、島根の農林水産業・農村漁村の持続的な発展を実現するために行う事業を実施する。

* GAP とは、農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組み（農業生産工程管理）のことである。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UI ターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数 ④地域が必要とする農業人材の確保数
目標値	①R2～R6 目標：各年 60 人 ②R2～R6 目標：各年 30 人 ③R2～R6 目標：各年 20 人 ④（R2）25 人、（R3）50 人、（R4）75 人、（R5）100 人、（R6）125 人（累計値）
実績値	①（R1）33 人、（R2）39 人 ②（R1）18 人、（R2）23 人 ③（R1）4 人、（R2）7 人

	④ (R1) 一、(R2) 7人
--	------------------

* 地域が必要とする農業人材の確保数とは、(a)集落営農雇用支援の採択数、(b)半農半集落営農支援の採択数、(c)定年等帰農者営農開始・定着支援の採択数、(d)半農半X定住定着支援採択数のうち、Xが農業関係の業種の者である。

ウ 補助対象

補助対象者	市町村（を通じて認定農業者等）
補助対象事業	<p>(1) 自営就農開始支援事業 認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な一定の施設等の整備に要する経費に対し助成</p> <p>(2) 経営継承促進対策事業</p> <p>①施設・機械整備支援 農家子弟等への経営継承が見込まれる認定農業者が、経営基盤を強化してから経営継承するために行う一定の施設等の整備に要する経費に対し助成</p> <p>②改良・改修支援 農家子弟等への経営継承が見込まれる経営移譲者が、経営基盤を強化してから経営継承するために行う一定の施設等の改良・改修に要する経費に対し助成又は経営継承者が、経営継承によって取得した一定の施設等の改良・改修に要する経費に対し助成</p> <p>(3) 雇用創出支援事業 農業法人等が規模拡大・経営多角化等により、新たな雇用を創出する場合や周年雇用できない複数の農業法人等が雇用期間を調整しながら年間雇用を創出する際に必要な一定の施設等の整備に要する経費に対し助成</p> <p>(4) 半農半X開始支援事業 半農半X実践者が農業経営を開始する場合に必要な一定の施設等の整備に要する経費に対し助成</p>
補助金額等	1/3 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	76,918
平成 31 (令和元年) 度	64,833
令和 2 年度	50,716

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	①それらしい言葉が羅列されているだけで交付要綱上の補助金の目的の記載が漠然としている。本補助金を交付することにより具体的にどういった状況を目指すのか明確に記載すべきである。そうでなければ、公益性の有無も判断できない。	意見
	②総合的な目的のもとに4つの異なる事業がぶら下がる形となっている。いずれも大局的にみれば同じ目的に向かっているものではあるが、個々に補助対象が異なるため、それぞれに交付要綱を定めるべきである。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	複数の事業があるため、各事業による目的達成の効果・関連性が把握しづらい。それぞれの事業で例えば以下のような尺度・基準を設定すべきである。 (自営就農開始支援事業) 現状ではこの事業を使った認定新規就農者数等としているが、交付段階で申請者には5年後の所得目標を定めさせているため、その所得目標の達成度合いも尺度することが望ましい。 (経営継承促進対策事業、雇用創出支援事業、半農半X開始支援事業) 事業ごとに、各事業を使った認定新規就農者数等を尺度とすることが望ましい。	意見
目標値の妥当性	認定新規就農者数等だけでは不十分であり、上記で述べたようにそれぞれの事業における目標値を設定する必要がある。	意見

補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見
	②事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理されていた。しかし、この確認に要する手間を省略し、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 有 ）

7. 21 世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	19～22 頁（新規自営就農者の確保）
事務事業の名称	就農促進活動事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	21 世紀新農業担い手育成確保事業費補助金交付要綱 21 世紀新農業担い手育成確保事業実施要領
補助金の目的	21 世紀のしまね農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行う。

（*1）農林水産基本計画では、5 年後の目指す姿として以下の成果指標を示している。

- ・農林大学校で認定新規就農者を年間 20 人以上確保（過去 5 年平均：3 人）
（卒業後一旦雇用就農を経て自営就農する者を含む。）
 - ・雇用就農からの認定新規就農者を年間 20 人以上確保（平成 30 年：5 人）
 - ・UI ターンの認定新規就農者を年間 30 人以上確保（過去 5 年平均：16 人）
- 上記の結果として、認定新規就農者を年間 60 人以上確保（現状 30 人程度）するとともに、認定新規就農者の 8 割で就農 5 年以内に販売額 1,000 万円を達成することを目指している。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UI ターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数
目標値	①R2～R6 目標：各 60 人 ②R2～R6 目標：各年 30 人 ③R2～R6 目標：各年 20 人
実績値	①（R1）33 人、（R2）39 人 ②（R1）18 人、（R2）23 人 ③（R1）4 人、（R2）7 人

ウ 補助対象

補助対象者	公益財団法人しまね農業振興公社（*2）
補助対象事業	<p>(1) 就農相談・支援活動事業（就農相談及び支援活動に係る経費）</p> <p>目的：島根県青年農業者等育成センターとして、県内外からの就農希望者に対し就農支援活動等を実施し、新規就農者の育成を図る。</p> <p>(2) 就農相談員設置事業（就農相談員設置に係る経費）</p> <p>目的：新規就農者の育成確保を推進するための就農相談員を設置し、就農相談窓口の強化を図る。</p> <p>(3) 担い手対策推進事業（担い手対策推進員設置に係る経費）</p> <p>目的：公社が行う担い手対策関連事業の円滑かつ効率的な推進を図る。</p> <p>(4) 駐在相談員設置事業（駐在相談員設置に係る経費）</p> <p>目的：新規就農者の育成確保を推進するための駐在相談員を設置し、就農相談窓口の強化を図る。</p> <p>(5) 担い手情報収集支援事業（ポータルサイトの開設・運営及び農業情報化推進員の設置に要する経費）</p> <p>目的：本県農業の担い手に対して、農業経営に有益な情報提供やITの活用による経営改善を図る。</p> <p>(6) 青年農業者育成推進会議派遣事業（青年農業者の全国段階会議等参加経費の助成に要する経費）</p> <p>目的：全国段階で開催される会議等に地域の代表たる青年農業者組織の代表者等を派遣し、県内青年農業者組織の育成を図る。</p>
補助金額等	定額（実績100%）

（*2）公益財団法人しまね農業振興公社の主な事業は以下のとおりである。

1. 農業経営の規模の拡大、農用地の集団化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進をするための農用地等の賃借、売買等に関する事業並びに農作業の受委託の促進等その他農用地の利用の効率化及び高度化を促進するための事業
2. 新規就農者確保から認定就農者育成までの一貫した担い手支援に関する事業及び農業や就農に係る情報の総合的な提供に関する事業
3. 中海干拓地の活用促進に関する事業

4. 美味しまね認証制度（島根県版 GAP）の審査・監査等に係る事業
5. 集落営農等の広域連携推進に関する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	15,739
平成 31（令和元年）度	15,739
令和 2 年度	15,641

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	21 世紀新農業担い手育成確保事業では、就農相談員 2 名、担い手対策推進員（延べ 4 名）、駐在相談員（1 名）、農業情報化推進員（1 名）が設置されている。これらの業務の効率化・合理化を進め補助金の縮減に努め、縮減による分を新規就農者への直接の補助に回すなど、農業の担い手を育成確保するという補助金の目的を、より直接的、効果的に達成できる方法を検討すべきである。	意見
その他	①交付要綱には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者の消費税申告義務の有無や課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は交付要綱に定め、	意見

	補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。	
	②令和2年度補助事業等検査調書（事業名：21世紀新農業担い手育成確保事業、事業主体名：公益財団法人しまね農業振興公社、金額：15,641,000円）について、検査調書や実績報告書に示された各支出項目それぞれの支出金額について、それらが交付要綱で定めた事業のためにのみ支出されたことを、どのような証拠と突合して確かめ、適切と判断したかが不明である。検査調書は当該支出が適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る確認証拠、判断過程、判断根拠を詳細に記録すべきである。	意見

(* 5) 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (無)

8. 中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	19～22 頁（新規自営就農者の確保）
事務事業の名称	中核的な経営体を目指す 自営就農者確保対策事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策 事業費補助金交付要綱
補助金の目的	本県では農業従事者の減少、高齢化が進む中、担い手となる新規就農者の確保・育成に取り組んできたところであり、担い手の所得の向上と早期経営安定が重要な課題の一つである。また、本県では就農相談から就農後のフォローまで各段階の施策を重層的に展開してきたところではあるが、本県農業の持続的な発展に必要な人数を確保していくためには、県内各地域において中核的な経営体へと発展し得る自営就農者の確保・育成をさらに強化していく必要がある。そこで、地域の中核的な経営体を目指す自営新規就農者の増大に向けて対策を強化する（*1）。

（*1）島根県が実施する農業の担い手を確保するための補助金はいくつかあるが、本補助金は、担い手として「自営新規就農者」をターゲットとしているところに特徴がある。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UI ターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数 ④販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数
目標値	①R2～R6 目標：各年 60 人 ②R2～R6 目標：各年 30 人

	<p>③R2～R6 目標：各年 20 人</p> <p>④ (R2) 78 経営体、(R3) 156 経営体、(R4) 223 経営体、(R5) 298 経営体、(R6) 402 経営体 (累計値)</p>
実績値	<p>① (R1) 33 人、(R2) 39 人</p> <p>② (R1) 18 人、(R2) 23 人</p> <p>③ (R1) 4 人、(R2) 7 人</p> <p>④ (R1) ー、(R2) 22 経営体</p>

ウ 補助対象

補助対象者	<p>(1) 自営就農志向者受入促進事業 農業法人、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する者）で所定の要件を満たす者</p> <p>(2) 自営就農志向者緊急受入体制整備事業 (1)に同じ。</p> <p>(3) 県外先進農業研修支援事業 県と担い手育成協定を締結した農業法人等の研修生</p> <p>(4) リース牛舎利用促進事業 市町村、島根県農業協同組合、農業公社、農業者の組織する団体・法人、その他知事が認める団体</p> <p>(5) リース牛舎等整備費支援事業 (4)に同じ。</p> <p>(6) きのこリースハウス利用促進事業 市町村、島根県農業協同組合、森林組合、農業者の組織する団体・法人、その他知事が認める団体</p> <p>(7) きのこリースハウス等施工費支援事業 (6)に同じ。</p> <p>(8) 園芸用ハウス等利用促進事業 リースハウス等の整備に活用した国庫補助事業の実施主体</p> <p>(9) 園芸用ハウス等整備費支援事業 園芸用ハウス等の整備に活用した国庫補助事業の実施主体</p> <p>(10) 農業用ハウス等リース支援事業 市町村、農業協同組合、農業公社及び定款に賃貸事業を規定している民間事業者</p>
補助対象事業	<p>(1) 自営就農志向者受入促進事業</p>

	<p>農業法人等が雇用する自営就農を志向する者の独立に向けた技能習得に必要な施設等の整備に対し支援を行う。</p> <p>(2) 自営就農志向者緊急受入体制整備事業 農業法人等が自営就農を志向する者を雇用する際に要する経費に対し支援を行う。</p> <p>(3) 県外先進農業研修支援事業 自営就農を志向する者に係る県外の先進的な農業法人等又は異業種の法人等における研修に対して支援する。</p> <p>(4) リース牛舎利用促進事業 国庫補助事業を導入して整備する施設のリース料総額の一部を支援する。</p> <p>(5) リース牛舎等整備費支援事業 国庫補助事業を導入して整備する牛舎施設等のうち、国庫補助対象外の経費を支援する。</p> <p>(6) きのこリースハウス利用促進事業 国庫補助事業を導入して整備する施設のリース料総額の一部を支援する。</p> <p>(7) きのこリースハウス等施工費支援事業 国庫補助事業を導入して整備するきのこリースハウス等の施設のうち、国庫補助対象外の経費を支援する。</p> <p>(8) 園芸用ハウス等利用促進事業 国庫補助事業を導入して整備する施設のリース料総額の一部を支援する。</p> <p>(9) 園芸用ハウス等整備費支援事業 国庫補助事業を導入して整備する施設の付帯設備等の整備を支援する。</p> <p>(10) 農業用ハウス等リース支援事業 リース又は賃貸する農業用ハウス又は果樹棚を整備した場合、当該施設に係るリース料総額の軽減を支援する。</p>
補助金額等	<p>(1) 自営就農志向者受入促進事業 1/3 以内（1 事業あたり 250 万円以内）</p> <p>(2) 自営就農志向者緊急受入体制整備事業 定額 20 万円（自営就農志向者一人の雇用につき）</p>

	(3) 県外先進農業研修支援事業 2/3 以内 (1 事業あたり 20 万円以内)
	(4) リース牛舎利用促進事業 補助前の年リース料に対し、3 か年分は各年 1/2 以内、 2 か年分は各年 1/3 以内を乗じた合計額
	(5) リース牛舎等整備費支援事業 1/3 以内 (1 事業あたり 200 万円以内)
	(6) きのこリースハウス利用促進事業 補助前の年リース料に対し、3 か年分は各年 1/2 以内、 2 か年分は各年 1/3 以内を乗じた合計額
	(7) きのこリースハウス等施工費支援事業 1/3 以内 (1 事業あたり 200 万円以内)
	(8) 園芸用ハウス等利用促進事業 補助前の年リース料に対し、3 か年分は各年 1/2 以内、 2 か年分は各年 1/3 以内を乗じた合計額
	(9) 園芸用ハウス等整備費支援事業 1/3 以内 (1 事業あたり 200 万円以内)
	(10) 農業用ハウス等リース支援事業 1/3 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	—
平成 31 (令和元年) 度	40,406
令和 2 年度	34,148

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。(* 2)	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助金は多数のメニューが用意されている	意見

	<p>ところ、大きく分けると、法人で雇用された就農者の自営を後押しするための対法人向けメニューと対就農者向けメニューとがある。現状、これらのメニューは本補助金で一つのパッケージとして提供されているが、一つのパッケージで提供するのであれば、対法人向けメニューと対就農者向けメニューとの連携について工夫する必要性があるものとする。例えば、対法人向けメニューに、雇用就農者が独立したあとのフォローをするための経費を補助するメニューを加えるなどである。そうすることで、法人側が就農者の独立を後押しするインセンティブにもなり得るし、就農者が独立したあとの法人によるフォローも期待できるからである。</p>	
	<p>②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>意見</p>

(* 2) 認定新規就農者数は、令和 1 年及び令和 2 年ともに目標値を下回っているが、その原因として、法人で雇用された就農者が自営へと向かうプロセスに対する法人側の理解が不十分で、自営への後押しがうまく機能していなかったことが考えられる。そこで、島根県は、法人が就農者の自営を後押しできるように法人との間で協定を締結する取り組みを進めている。

(* 3) 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (有)

9. 農業近代化資金利子補給金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	23-26 頁（中核的な担い手の育成）
事務事業の名称	農業制度資金融資事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	島根県農業近代化資金取扱要領
補助金の目的	農業経営の改善を図るため、農協系統等民間融資機関が貸し付ける資金について利子補給を行い、低利な施設資金等を融通することによって、農業経営の近代化を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 (R2 年度からの累計)
目標値	(R2) 78 経営体
実績値	(R2) 22 経営体

ウ 補助対象

補助対象者	農業近代化資金を融資した金融機関
補助対象事業	農業近代化資金の融資金にかかる利子補給 なお、融資対象者は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織などである。
補助金額等	所定の補給率による。

* 令和 3 年 4 月現在、基準金利年 1.6%、利子補給率年 1.3%、貸付利率年 0.3%

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	10,123
平成 31 (令和元年) 度	9,781
令和 2 年度	9,926

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	<p>尺度・基準である「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」はこの事業の目的である「農業経営の近代化」の達成度を測る尺度・基準になりうるものである。</p> <p>ただ、この尺度・基準は他の補助金等においても用いられているものであるため、「農業近代化資金利子補給金」との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数のうち、この融資を現に利用し又は利用したことがある者」といった尺度・基準とし、この「農業近代化資金利子補給金」との関連性を明らかにすることで、尺度・基準として妥当なものとなると考える。</p>	意見
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	<p>農業近代化資金融資は、貸付対象者（認定農業者等）や資金使途（農業施設の取得等）が決まっているが、融資を受けた者が融資後に認定農業者等でなくなり貸付対象者でなくなることや、融資金を使って購入した物件が処分されたり農業以外の用途に用いられたりすることが全くないとは言えない。現状では、貸付対象者や資金使途の変更がないかの確認はされていない。もちろんこのことは融資した金融機関にとっても関心事ではあるが、その確認を金融機関だけに任せるのではなく、島根県としてもサンプル調査をしたり金融機関に報告させたりする方法で何らかの確認をすることが望ましい。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

10. 農業経営基盤強化資金利子補給金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	23 頁（中核的な担い手の育成）
事務事業の名称	農業制度資金融資事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	島根県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金交付要綱
補助金の目的	自主性と創意工夫を生かして効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 (R2 年度からの累計)
目標値	(R2) 78 経営体
実績値	(R2) 22 経営体

ウ 補助対象

補助対象者	市町村（を通じて借受者）
補助対象事業	農業経営基盤強化資金の融資金にかかる利子補給 なお、融資対象者は平成 23 年度までに借入実行を行った 農業者である。
補助金額等	所定の補給率による

* 令和 3 年 4 月現在、基準金利年 1.80～3.50%、利子補給率年 0.135～0.315%

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	2,566
平成 31（令和元年）度	1,752
令和 2 年度	1,414

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	尺度・基準である「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」はこの事業の目的である「農業経営の近代化」の達成度を測る尺度・基準になりうるものである。 ただ、この尺度・基準は他の補助金等においても用いられているものであるため、「農業経営基盤強化資利子補給金」との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数のうち、この融資を現に利用し又は利用したことがある者」といった尺度・基準とし、この「農業経営基盤強化資利子補給金」との関連性を明らかにすることで、尺度・基準として妥当なものとなると思料する。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	特に問題はない。	適

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（無（利子補給のため該当なし））

11. 島根県農業委員会ネットワーク機構負担金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	55 頁（持続可能な米づくりの確立）（*1）
事務事業の名称	農地利用最適化推進支援事業（*2）
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	島根県農業委員会等交付金要綱 農業委員会交付金の交付基準に関する規則 （*3）
補助金の目的	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図る。

（*1）農林水産基本計画では、5 年の目指す姿として以下の成果指標を掲げている。

- ・主食用米を生産する担い手への農地集積面積を 3,125ha 増加

この結果、島根県内の主食用米の生産面積の 50%以上を担い手に集積し、担い手の米づくりシェア（主食用米の面積シェア）を現状（平成 30 年度）の 34%（5,896ha）から令和 6 年度に 50%（8,052ha）以上とすることを目標とし、また、担い手のうち 3 分の 2 以上が生産コスト 9,600 円/60kg 以下を達成することを目標としている。

（*2）農地等の利用の最適化の推進とは、①担い手への農地利用の集積・集約化
②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

（*3）農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 （R2 年度からの累計）
目標値	（R2）78 経営体
実績値	（R2）22 経営体

ウ 補助対象

補助対象者	島根県農業委員会ネットワーク機構（*4）
補助対象事業	業務推進費
補助金額等	島根県標準人件費年額（正規職員（基本））×2×1/2） （*5）

（*4）農業委員会ネットワーク機構は農業委員会等に関する法律第42条第1項に基づき、農林水産大臣、又は、都道府県知事が、「農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人、又は、一般財団法人であって、農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、全国、又は、都道府県にそれぞれ一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定したものである。

島根県では、一般社団法人島根県農業会議が、農業委員会等に関する法律に基づき、島根県から指定を受けた「農業委員会ネットワーク機構」である。

（*5）以前は国庫事業の県負担分（1/2）として農地法に関する業務と推進事業（現機構集積支援事業）等の人件費をそれぞれ予算計上していた。平成28年度より国からの補助金はなくなったが業務は引き続きあるため県費部分については引き続き、それぞれ1/2ずつの人件費を計上している。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成30年度	3,911
平成31（令和元年）度	3,911
令和2年度	4,084

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	①補助金の目的達成度を測る尺度・基準として、販売額1,000万円以上の中核的経営体の育成数としている。確かに交付要綱における目的の一つに「農業生産力の増進」があり、これと整合していると考えが、「農業経営の合理化」も目的としていることから、例えば利益率など、合理化の観点からの尺度・基準を設定して効果測定することも検討すべきである。	意見
	②農地等の利用の最適化の推進は、従前は農業委員会の「任意事務」であったものが平成27年に「必須事務」と位置付けられており、①担い手への農地利用の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進は重点課題である。したがって、例えば、担い手に集約した農地の面積や遊休農地の解消面積、新規参入件数など、農業生産力の増進や農業経営の合理化という補助金の効果を直接的に測定できる尺度・基準を設定することも考えられる。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	補助対象経費の内容は、島根県農業委員会ネットワーク機構の業務推進費であり毎年ほぼ同じ金額が交付されているが、交付金の目的は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図ることにあるのだから、農地集積の実績やそれに要した業務、あるいは生産コストの削減などの成果に対応した交付方式にすべきである。	意見
その他	①交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の	意見

	一部が返還されない可能性がある。公益法人や任意団体であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。	
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

(* 7) 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (無)

12. 中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	24 頁（中核的な担い手の育成）
事務事業の名称	中核的な経営体を目指す 自営就農者確保対策事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	<p>本県の地域農業を支える中核的な担い手である認定農業者は、約 1,200 経営体存在するが、そのうち法人割合は約 35%と低く農業経営の継続性が危ぶまれる。また、販売金額が 1,000 万円以上の認定農業者は約 45%であり、この経営体が産業としての農業を支えている。今後、本県農業の継続的発展を目指すためには、販売金額 1,000 万円以上となる認定農業者等の確保・育成が喫緊の課題となる。そこで、販売金額 1,000 万円以上を目指す認定農業者等を育成するため、意欲ある経営体が、経営の多角化や法人化、経営コスト削減等により生産性向上を図り、経営基盤を強化する体制整備を行う事業を実施する（*1）。</p>

（*1）島根県が実施する農業の担い手を確保するための補助金はいくつかあるが、本補助金は、担い手として「認定農業者」をターゲットとしているところに特徴がある。なお、「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村等が定めた目標（農業所得概ね 400 万円以上）を目指して農業経営改善計画書を作成し認定を受けた農業者である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 (R2 年度からの累計)
目標値	(R2) 78 経営体
実績値	(R2) 22 経営体

ウ 補助対象

補助対象者	<p>以下①～③を満たす者</p> <p>①人・農地プラン（実質化されている、又は実質化に向けた行程表が公表されていること）、産地ビジョン等に位置付けられた認定農業者</p> <p>②販売金額 1,000 万円以上を目指す計画を策定した者</p> <p>③国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している者、又は 1 年以内に認証を取得することが確実な者 (水田園芸用機械・施設を導入する場合)</p> <p>①～③に加えて、以下④を満たす者</p> <p>④県推進 6 品目の反収を全国レベルまで向上する計画を作成する者 (稲作経営コスト削減用機械・施設を導入する場合)</p> <p>①～③に加えて、以下⑤を満たす者</p> <p>⑤低コスト型経営計画（経営面積 30ha 以上、生産コスト 9,600 円/60kg を目標とする計画）を作成する者 (有機農業用機械・施設を導入する場合)</p> <p>①～③に加えて、以下⑥、⑦を満たす者</p> <p>⑥上記①又は、当該年度に認定農業者となることが確実な者、又は産地ビジョン等に位置付けられた中心経営体</p> <p>⑦有機 JAS 取得者、又は目標年度までに取得することが確実な者</p>
補助対象事業	中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業
補助金額等	3/10 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	—
平成 31 (令和元年) 度	—
令和 2 年度	25, 200

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金は、ターゲットを認定農業者とした上で、各種の要件を加算して、意欲ある認定農業者を補助対象としている。また、補助対象者選定の透明性の確保や重点的な支援対象者を選定するために、ポイント制(*2)を採用した選定手続を行っている。よって、補助対象は適当であるものと認められる。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

(*2) 島根県が重点支援対象としたい認定農業者を選定するために、重点支援対象者に該当する審査項目のポイントを高く設定するなどの工夫をしている。

(*3) 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (有)

13. 農地集積・集約化対策事業費補助金

(担い手集積支援金交付事業)

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	55-58 頁（持続可能な米づくりの確立）
事務事業の名称	農地利用集積の促進事業
所管課	農業経営課
根拠となる交付要綱等	島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の運用
補助金の目的	農地中間管理機構から農地を借り入れる認定農業者等の担い手を支援することにより、同機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速すること

* 島根県における農地中間管理機構は公益財団法人しまね農業振興公社である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数 (R2 年度からの累計)
目標値	(R2) 78 経営体
実績値	(R2) 22 経営体

ウ 補助対象

補助対象者	認定農業者等
補助対象事業	地域振興 5 法に基づく指定地域において、農業振興地域の区域内の農地を農地中間管理機構から借り入れる認定農業者等に支援金を交付する。
補助金額等	①農地をまとめて借り受ける認定農業者等への支援 1 経営体あたり 20 千円/10a ②担い手不在集落の農地を借り受ける認定農業者等への支援 15 千円/10a

* 地域振興 5 法とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法をさす。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	20,895
令和 2 年度	19,952

* 本補助金は令和元年度に創設

R1 (農地まとめ) 12 件/18,864 千円 (担い手不在) 7 件/2,031 千円
 R2 (農地まとめ) 31 件/18,758 千円 (担い手不在) 3 件/1,194 千円

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	<p>尺度・基準は「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」とのことであるが、本補助金の目的は「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」であるので、この尺度・基準では「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」が図られたのか分からない。したがって、尺度・基準の内容の妥当性に大いに疑問がある。「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」が図られたか否かは、例えば、島根県内の担い手数のうち機構を利用した者の数、そのうちの本補助金を利用した者の数といった尺度・基準とすることが考えられる。</p> <p>また、仮に、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」の尺度・基準を用いるとしても、この基準・尺度は他の補助金等においても用いられているものであるため、本補助金との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数</p>	意見

	<p>のうち、本補助金を受け取ったことがある者」といった尺度・基準とし、少なくとも本補助金との関連性を明らかにすることが必要である。</p> <p>なお、中核的経営体 22 団体のうち本補助金を受けている団体はない。</p>	
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	<p>①本補助金は「島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」もとにこの「担い手集積支援金交付事業」のほか複数の「農地中間管理機構事業」、「機構集積協力金交付事業」などがぶら下がる形となっている。</p> <p>このようなぶら下がり型の交付要綱とすると補助金所定の各事業による効果が見えにくくなるおそれがある。</p> <p>そこで、できるだけ事業ごとに交付要綱を定めるのが望ましい。</p>	意見
	<p>②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

14. 水田園芸拠点づくり事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	39～42 頁（水田園芸の推進）
事務事業の名称	園芸総合事業
所管課	産地支援課
根拠となる交付要綱等	水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱 水田園芸拠点づくり事業費補助金交付要綱の運用について
補助金の目的	水田を活用し農業所得や農業生産性の向上を図って行くためには、高い収益が見込める園芸作物の導入が必要である。しかし、本県では湿田が多いため、水田における園芸作物では収量が低く、加えて担い手の高齢化や機械化の遅れ、作業集中による労力不足等から、一定のロットを持ったまとまりのある産地が少ない状況にある。そこで、水田園芸に取り組もうとする産地協議会等が、意欲のある経営体や組織を地域でまとめ、機械化や労力補完のためのしくみづくり等を一体的にすすめていくことで、生産性や販売力の強化が可能となるような水田園芸拠点の形成を支援する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①水田園芸重点推進 6 品目の産出額 ②水田園芸拠点数（販売増加額 3,000 万円以上）
目標値	①（R6）60 億円 ②（R6）85 カ所
実績値	①（R2）23 億円（推計） ②（R2）15 カ所

* 水田園芸重点推進 6 品目とは、白ネギ、ブロッコリー、タマネギ、アスパラガス、ミニトマト、キャベツである。

ウ 補助対象

補助対象者	市町村等（を通じて認定農業者等の事業実施主体）
補助対象事業	<p>(1) 水田園芸拠点づくり計画策定支援</p> <p>① 県推進品目の産地化を目指す地域において、産地の目標や産地化に必要なしくみを「水田園芸拠点づくり計画」として策定するために必要な取り組みを支援</p> <p>② 生産性向上や作業の省力化につながる技術導入、加工業務向け出荷など、産地化に向けた試行的な取り組みを支援</p> <p>(2) 水田園芸拠点体制づくり支援</p> <p>機械化体系の導入を進めるためのレンタル用機械の整備、園芸作業を受託する法人等が行う人材育成のための研修等に係る経費や作業受託に必要な機械整備、水田園芸拠点づくりに取り組む経営体に必要な施設や営農機械等の導入を支援</p> <p>(3) 水田園芸チャレンジ支援</p> <p>新たに県推進品目の栽培に取り組む事業者の栽培実証を支援</p>
補助金額等	<p>(1) 水田園芸拠点づくり計画策定支援</p> <p>① 定額、② 1/2 以内</p> <p>(2) 水田園芸拠点体制づくり支援</p> <p>定額、1/2 以内又は 1/3 以内</p> <p>(3) 水田園芸チャレンジ支援</p> <p>1/2 以内</p>

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	11,323
令和 2 年度	42,039

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	目標値については本補助金の効果を直接把握しうるものとなっているので、令和2年度の実績値も踏まえて目標値の達成のために必要な対応をされたい。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助金の契約方法について、交付要綱上、競争入札に付し難い場合は事業を実施する市町村の規定を準用することとあるが、単純に市町村の規定を準用しているだけである。よって、この「付しがたい場合」を文言通りに読むと規定に反していることになる。競争入札を義務付けるか否かも含め交付要綱の文言の修正を検討すべきである。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見
	③本補助金の事業実施主体は様々な事業者が想定されており、消費税の課税・免税の点でも事業者ごとに異なっている。本補助金においては、島根県が事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理されていた。しかし、この確認に要する手間を省略し、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、島根県は補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

15. 産地創生事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	35-38 頁（将来性のある産地の拡大）
事務事業の名称	産地創生事業
所管課	産地支援課
根拠となる交付要綱等	産地創生事業費補助金交付要綱 実施基準
補助金の目的	ニーズを捉えて産地の強みを活かした商品企画・開発や販売に取り組むマーケットイン（*1）の考え方により、一次加工、直接販売、海外輸出等のモデル性を持ち産地が継続発展するための仕組みを構築することに対して集中的に支援する（*2）。

（*1）マーケットインとは、買い手の需要を把握し、買い手が必要とするものを開発・製造・販売していく手法である。これと対局にあるのがプロダクトアウトであり、これは売り手の発想で商品を開発・製造・販売する手法である。

（*2）本補助金は、これまでプロダクトアウトの手法により農林漁業者の発想で生産したものを販売するという手法に代えて、マーケットイン、つまり、買い手が欲しがっている農林水産物を産地の強みを生かして生産し販売していくための取組みに必要な経費に対し補助金を交付する事業である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	①産地創生事業（R2-R6 年度）による新規就農者数 ②産地創生事業（R2-R6 年度）により作成された「産地構想」で定めた生産・販売拡大目標の達成率
目標値	①新規就農者数 60 人（R6 時） ②目標達成率 80%（R6 時）
実績値	①新規就農者 （R2）10 人 ②目標達成率 （R2）62.5%

ウ 補助対象

補助対象者	農林漁業者等の組織する団体
補助対象事業	(1) 産地構想作成支援 継続発展を目指す産地において、マーケットインの考え方により生産・販売が拡大し、新たな担い手が安定的に加わる仕組みを事業主体が「産地構想」として作成するために必要な経費を支援 (2) 産地構想実行支援 「産地構想」に掲げた計画を取組主体が実行するために必要な経費を支援
補助金額等	(1) 定額（事業実施主体あたり 50 万円以内） (2) ①基本補助 1/2 以内 ②連携加算補助 市町村の補助額と同額。ただし、事業実施主体の負担額下限は、総事業費の 25%とする。 *①と②の合計額は、事業実施主体あたり、30,000 千円/年度以内かつ、50,000 千円/3 年度以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	—
平成 31（令和元年）度	—
令和 2 年度	50,845 (*3)

(*3) 本補助金は、令和 2 年度開始の新規事業である。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。 なお、本補助金は従来の農林水産事業者においてはプロダクトアウトの考え方が主流であったところ、これとは異なりマーケットインの考え方を採用し、ニーズを捉えた商品の製造・販売を推し進めることで、農林水産事業者の持続的発展と産地のブランド化を目指すという、これまでにな	適

	い形の補助金であり、今後の効果が期待される。	
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。 なお、本補助金は、島根県内の農林水産事業者全般をターゲットとしているが、マーケットインの考え方に基づくニーズを捉えたビジネスモデルの発掘という観点では、ターゲットを幅広く設定しており、望ましい形といえる。また、本補助金は、産地構想の作成及び産地構想の実行のための費用を補助対象としており、ソフト支援からハード支援へと段階的な支援となっており、このような支援のあり方についても注目に値する。	適
その他	マーケットインの考え方においてはニーズ調査を実施し、需要や市場の動向を把握することが極めて重要であるが、浜田市及び雲南市（*4）の補助対象事業（両事業とも産地構想作成支援）については、事業実施計画で実施予定とされたニーズ調査が実施されていなかった。これは、令和2年度においてはコロナ禍にあり、ニーズ調査を実施することは難しかったためであり、やむをえないことである考える。	適

（*4）雲南市の補助対象事業について、令和3年度に産地構想作成支援事業としてニーズ調査等を実施した。なお、同事業では2種類の山椒の産地化を目指す取り組みをしていた。具体的には、取引予定のメーカーからの需要や市場動向に関する情報を取得したり、他県の山椒の産地を訪問しコストのかからないビジネスモデルを学ぶなどしていた。山椒は食品のみならず医薬品（漢方）としてのニーズもあり、産地もまだ限られているなど成長が期待できる分野であるとともに、鳥獣被害に遭いにくい作物であるなどの強みを生かし、産地化に取り組んでいた。

（*5）交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

- ・産地構想実施計画書の中で、取組主体ごとに消費税仕入控除の有無をチェックする欄が設けられていた。これにより消費税仕入控除の対象となる課税事業者であるか否かが容易に判別可能となっていた。

16. 肉用子牛価格安定事業費補助金

(1) 概要

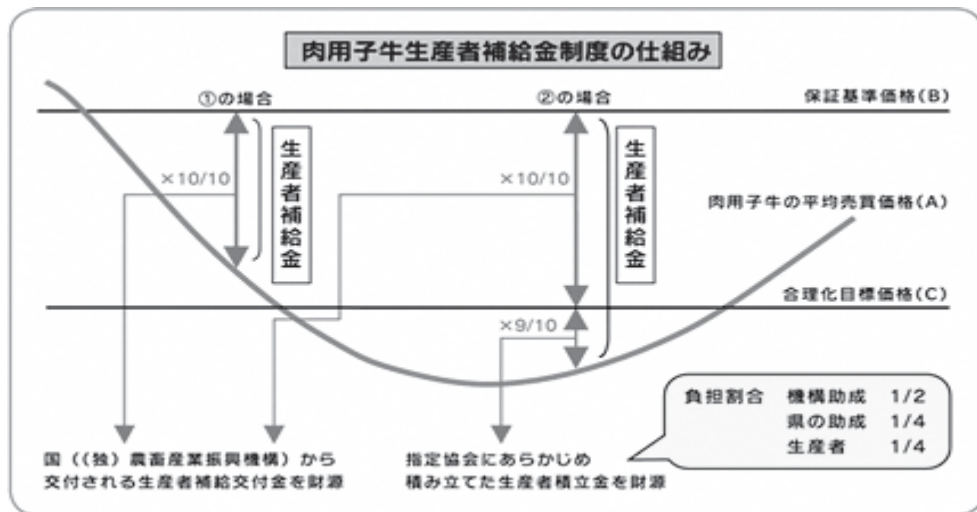
ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	しまね和牛生産振興事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	島根県肉用子牛価格安定事業費補助金交付要綱
補助金の目的	肉用子牛生産安定等特別措置法第 7 条第 1 項により指定した公益社団法人島根県畜産振興協会が、生産者補給金の交付に充てるための生産者積立金の積立に要する経費を支援する。 （*1）（*2）（*3）

（*1）公益社団法人島根県畜産振興協会の主な事業は以下のとおりである。

- ・ 畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業
- ・ 畜産に関する調査・研究及び情報提供に関する事業
- ・ 畜産に関する技術及び知識の普及・啓発並びに指導員の教育及び養成に関する事業
- ・ 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- ・ 家畜経営の安定のための肥育牛及び肉豚にかかる補てん金の交付に関する事業
- ・ 家畜伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進に関する事業
- ・ 家畜防疫互助基金に関する事業
- ・ 上記に掲げる事業に関連する受託事業
- ・ その他、法人の目的を達成するために必要な事業

（*2）肉用子牛生産者補給金制度は、農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格（品種別）が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売又は自家保留していれば、生産者補給金が交付されるものである。



肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格 (単位:円/頭)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格	429,000	395,000	253,000	110,000	216,000

(*3) 生産者積立金は、子牛価格動向に対応して生産者補給金が適切に交付できる水準を考慮し品種区分毎に定めており、個体登録 1 頭毎に定められた額を納付する必要がある。農畜産業振興機構及び都道府県が助成しており、生産者の方が全額負担する必要はない。

各品種区分毎の生産者積立金単価及び負担割合は下表のとおりである。(単位:円)

品種区分		黒毛和種	褐毛和種	その他肉	乳用種	交雑種
生産者積立金		1,600	6,000	18,800	6,800	3,200
負担区分	農畜産業振	800	3,000	9,400	3,400	1,600
	県(1/4)	400	1,500	4,700	1,700	800
	生産者	400	1,500	4,700	1,700	800

注: 令和2年4月1日個体登録分から適用

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	なし
目標値	なし
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	公益社団法人島根県畜産振興協会
補助対象事業	肉用子牛生産安定事業
補助金額等	生産者補給金制度に基づいて交付

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	1,000
平成 31 (令和元年) 度	1,000
令和 2 年度	1,000

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	<p>本補助金は、肉用子牛の価格下落時の価格補填のための資金を造成する事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準を設定することが望ましい。</p> <p>本補助金は、国が指定する子牛価格の下落時に、生産者への価格補填により肉用子牛の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に肉用子牛の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。定量的な設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。</p>	意見
目標値の妥当性	本補助金の効果測定のため尺度・基準を設定したうえで適切な目標値を設定すべきである。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。	意見

	<p>しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	
	<p>②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

18. 種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	種雄牛造成強化対策事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金交付要綱
補助金の目的	全国的に高い評価が得られるスーパー種雄牛を早期に造成するため、種雄牛の母牛としての超優秀繁殖雌牛の全国からの計画的な導入を推進する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	超優秀雌牛の導入頭数
目標値	10 頭
実績値	3 頭

ウ 補助対象

補助対象者	市町村、農業協同組合等
補助対象事業	繁殖雌牛の購入に要する購入費及び導入経費（市場手数料、運搬経費等）の補助
補助金額等	1/2 以内（1 頭あたり 1,800 千円を上限）

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	-
令和 2 年度	2,303

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	<p>特に問題はない。</p> <p>なお、全国トップクラスの種雄牛を造成して、これを生産者が利用することができれば、子牛や枝肉について成績が向上し、全国的な評価も向上することは言うまでもないが、全国的に見ると、このような補助金を設けているところは他にない。島根県が独自で行う理由は、能力の高い種雄牛の造成に、マーケットインの手法を取り入れ、現場の生産者が求めている超優秀雌牛を生産者自らが探して購入する負担を軽減し、島根県も協力して生産者とともに種雄牛を造成できる点にある。</p> <p>他業種では考えられない仕入金額の補助という点に懸念がないわけではないが、現時点では独自手法として評価したい。</p>	適
尺度・基準の内容の妥当性	<p>「全国的に高い評価が得られるスーパー種雄牛を早期に造成する」ことが交付要綱上の目的であるので、「スーパー種雄牛の造成数」が補助金の効果測定のための尺度・基準となるべきであり、「超優秀雌牛の導入頭数」とするのは妥当ではない。</p>	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	<p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（ 無 ）

・補助対象経費は税抜き金額で処理されている。

19. 全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	しまね和牛生産振興事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業補助金交付要綱
補助金の目的	全国和牛能力共進会（*1）において優秀な成績を収めることにより、しまね和牛（*2）の全国的な評価を高め、しまね和牛の持続的発展を図る。

（*1）全国和牛能力共進会（全共）は、全国の優秀な和牛を、5年に1度、一堂に集め、和牛改良の成果を競う全国大会である。繁殖牛と肥育牛を評価する部門がある。全共で優秀な成績を収めると子牛価格があがるなどの効果が見込める。例えば、鳥取県は、前回大会で上位入賞し、子牛価格が対全国比で110%増加した。他にも、宮崎県は、上位入賞したことにより、農業大学への入学者が増えたり、外国への販路拡大などの効果があった。

（*2）しまね和牛とは、最長飼養地が島根県であること（JAS法に基づき「島根県産」と表示できること、去勢又は未経産雌の黒毛和種であること、（公社）日本食肉格付協会の枝肉取引価格の肉質等級が「A-2」「B-2」以上であること、生産農家が肉牛の個体にあった適正管理を行っていることの要件を満たす食肉である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	全国和牛能力共進会の取組状況
目標値	(R2) 集畜指導会4回、牛舎改造5カ所
実績値	(R2) 集畜指導会3回 牛舎改造5カ所

ウ 補助対象

補助対象者	農業協同組合、全国和牛登録協会	
補助対象事業	(1) 集畜指導会開催支援 (2) 削蹄推進支援 (3) 発育強化支援 (4) 牛舎簡易改造支援	
補助金額等	(1) 集畜指導会開催支援	1/2 以内
	(2) 削蹄推進支援定額	1 回あたり 2,000 円
	(3) 発育強化支援	1/2 以内
	(4) 牛舎簡易改造支援	1/2 以内
	(1 箇所当たり上限 15 万円)	

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	1,522

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準としては、集畜指導会及び牛舎改造の件数を設定しているところ、本補助金としては、他にも、削蹄推進支援及び発育強化支援があるが、それらの件数は尺度・基準として設定されていない。この点、島根県によれば、集畜指導会及び牛舎改造は島根県が主導して行うため、目的と効果の把握がし易いことから、これらを尺度・基準として設定したとのことであった。なお、削蹄推進支援及び発育強化支援も件数は把握しているとのことであった。最終的には、全国和牛能力共進会での獲得成績により総括的な評価が行われる予定であるとのことであるが、本補助金の性質上、同共進会での獲得成績目標も設定すべきで	意見

	ある。	
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

20. 放牧再生支援事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	放牧再生支援事業（*1）
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	放牧再生支援事業補助金交付要綱 放牧再生支援事業実施要領
補助金の目的	<p>県内には、過去に整備した放牧場が点在しているが、地域の肉用牛飼養農家の減少による利用規模の縮小により、管理がままならず、活用には雑灌木の除去等の再整備が必要な場所の多く存在する。今後、放牧を利用した畜産経営が行われている地域で新たな畜産の担い手を確保し、特徴ある子牛や畜産物の生産を拡大するためには、労働力削減と生産コストの低減に有効な放牧を行うための環境や地域の体制整備等が必要である。そこで、放牧場の適正管理を行う仕組みづくりの構築を支援するとともに、担い手が活用するための既存放牧場の再整備や、放牧を活用した特徴ある畜産物等の生産を支援することにより、放牧を活用した低コスト畜産経営の推進により、子牛生産頭数の拡大を図る。</p> <p>放牧は中山間地域や離島において持続的な和牛繁殖経営を行うために有効な管理手法であるが、草地の荒廃などにより、放牧場の再整備が必要な状況になっている。このため、放牧場の適正管理を行う仕組みづくりの構築と再整備を支援するとともに、放牧を活用した特徴ある畜産物等の生産を図ることにより、放牧を活用した低コスト生産体制を強化する。（*1）</p>

（*1）放牧のメリットは、放牧を導入することで、省力的かつ低コストの生産体系

を実現することができ、また、牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態となり、繁殖牛においては分娩事故が少なくなる点にある。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	放牧繁殖雌牛頭数
目標値	(R2) 3,400 頭
実績値	(R2) 3,448 頭

ウ 補助対象

補助対象者	市町村（西ノ島町、知夫村）、温泉津町和牛改良組合、三瓶牧野委員会（*2）（*3）（*4）
補助対象事業	放牧再生支援事業 (1) 放牧地適正管理の仕組みづくり 放牧場を適正に管理し、継続して有効に利用するための仕組みづくり (2) 放牧地の整備 雑灌木の除去、シバや牧草の再播種等放牧地の整備 (3) 放牧に必要な施設等の整備 牧柵の修繕及び設置、放牧場内で授精や治療等を行う簡易牛舎等、放牧地に付帯する設備の整備 (4) 地域資源を活用した畜産物生産 地域資源を活用した、観光や食のニーズに対応した畜産物の生産
補助金額等	1/2 以内（1 事業あたり 3,300 千円を上限とする） 上記(1)(4)の取組の事業実施主体が市町村以外の場合は、県 1/3、市町村 1/3

（*2）肉用牛の生産は西ノ島町の基幹産業の一つであり、西ノ島で行われている畜産の方式は、公共牧野を活用した季節放牧（12月～3月の冬期間は牛舎で飼育し、春から秋は公共牧野に放牧する）である。全て子牛の生産を目的とした繁殖経営であり、肥育経営は行われていない。

（*3）温泉津町和牛改良組合では、組合員の繁殖牛のAI（人工授精）やET（受精卵移植）の繁殖情報を一元管理し、JA、島根県西部農林振興センター、NOSAIに情報提供するシステムを構築している。空胎期間の管理や子牛の防疫など、各関係機関からの指導に役立てることで、改良組合全体の生産体制の強化を目指している。

（*4）三瓶牧野委員会は、三瓶牧野委員会規約による任意団体であるが、三瓶牧野

組合が名目上の存在であるので、実際上の管理機関として昭和 33 年より発足したものである。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	7,660 (*5)

(*5) 本補助金は令和 2 年度開始の事業である。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の目的には、放牧を活用した低コスト生産体制の強化が明示され、それができなければ持続的な経営は期待できないのであるから、コストの削減など、どの程度低コスト生産体制の強化が進んだかを反映した尺度・基準を設定して効果測定することを検討すべきである。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①令和 2 年度補助事業等検査調書 (事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：西ノ島町、金額：8,712,000 円) について、「補助事業完了検査 確認書類一覧」が添付され、確認書類の名称は記載されている。しかし、支出金額の内訳のどの支出額を何と突合して、適切と判断したか不明瞭である。検査調書は当該支出が適切であることを客観的に示すものであるところ、支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を具体的な証拠類 (取引年月日、取引先、取引内容等) とともに詳細に記録し残すべきである。	意見
	②令和 2 年度補助事業等検査調書 (事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：知夫村、金額：	意見

	<p>8,470,000 円) については、「補助事業完了検査確認書類一覧」の添付はない。当該確認書類一覧の添付は補助金の交付規則、交付要綱や実施要領において求められているものではないが、検査調書の作成手続きとして運用するのであれば、統一的な取扱いとすることで、検査の質が一定以上に保たれていることを明確にすべきである。</p>	
	<p>③検査調書の施行状況には入札方法の記載があるが、放牧再生支援事業補助金交付要綱及び放牧再生支援事業実施要領において、施工業者等の入札に関する規定がない。一般競争入札が原則であることや、一般競争入札に付しがたい場合は、その理由を明確にした上で、指名競争入札に付することなどを、交付要綱、実施要領あるいは実施基準などにおいて明確にすべきである。</p>	意見
	<p>④令和2年度補助事業等検査調書（事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：西ノ島町、金額：8,712,000 円及び事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：知夫村、金額：8,470,000 円）について、事業に係る施行業者の選定を指名競争入札によっているものがある（検査調書に指名競争入札である旨の記載がある）が、一般競争入札ではない理由が検査調書においては不明である。原則は一般競争入札であるため、例外的な取扱いがなされている場合の明確な理由についても検査調書に記載する等して、施工業者の選定過程の適切性についても検査調書において明らかにし、検査の質が一定以上に保たれていることを明確にすべきである。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

21. しまね和牛生産振興事業販売力強化対策補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	しまね和牛生産振興事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	しまね和牛生産振興事業販売力強化対策補助金交付要綱
補助金の目的	近年、全国で多数のブランド和牛の生産が行われる中、県産和牛肉である「しまね和牛」の販売促進を図るため、特長を生かした戦略的な販売強化を実施する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	「しまね和牛」販売促進の状況
目標値	無（「しまね和牛」認知度向上の取組のため、明確な数値に示すことが難しい）
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	島根県農業協同組合 島根県食肉事業協同組合連合会 その他知事が認める団体
補助対象事業	事業実施主体（補助対象者）が、県産和牛肉の販売促進を図るため、生産から流通にかかわる関係者と戦略的に販売強化する取組みを支援する。 (1) ニーズ調査 食肉卸・小売業者・消費者当のニーズ把握、先進地調査など (2) 県産和牛肉の特徴付け 県産和牛肉の品質・食味に関する調査 PR 手法の検討など (3) 県産和牛肉の販路開拓・拡大活動

	販路拡大活動、販売促進活動、PR 資材の作成など
補助金額等	1/2 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	1,403
平成 31 (令和元年) 度	694
令和 2 年度	1,499

*H31 (令和元) 年度までは「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業」

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	<p>尺度・基準を『「しまね和牛」の販売促進の状況』とするが、『「しまね和牛」の販売促進』は本補助金の目的である。販売促進が図られたか否かは、例えば販売数によって把握するのが適当である。</p> <p>また、本補助金が販売促進のための認知度向上のための取り組みであれば、認知度向上が本補助金の本来の目的なのであれば、認知度が向上したか否かを把握することが必要であり、例えば、アンケートなどのサンプル調査をするのが適当である。特に、本補助金では補助対象事業としてニーズ調査や食味調査を行うこととしているので、その際に合わせて、認知数の調査をすることも考えられる。</p>	意見
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	<p>本補助金では、補助金額について「事業実施主体（補助対象者）が補助対象事業を実施するのに要する経費」としているが、いかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費など対象経費をでき</p>	意見

	るだけ明確にするよう交付要綱を改正すべきである。	
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

- ・本補助金では消費税を除いた額に対して2分の1を補助している。

22. 先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）
事務事業の名称	種雄牛造成強化対策事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金交付要綱 先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業実施基準
補助金の目的	しまね和牛の産地拡大のため、より改良の進んだ繁殖雌牛への世代交代を促進し、購買者ニーズに応える子牛を生産することで子牛市場価格の向上を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	ゲノミック評価頭数
目標値	600 頭
実績値	449 頭

*ゲノミック評価とは、子牛の DNA 情報等を鑑定することによりその子牛の産肉能力を推定する評価手法である。これにより、その子牛を次の繁殖雌牛として育成するかどうかの判断材料として活用できるとともに子牛が成牛になる（現に食肉に供されて、その肉質の評価を受ける）のを待たずに、その子牛を産んだ雌牛の産肉能力についても早期に評価することができる。

ウ 補助対象

補助対象者	農業協同組合
補助対象事業	ゲノミック評価に要する経費
補助金額等	1 頭 1 万円

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	4,490

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	子牛市場価格の向上が本補助金の目的であれば、同価格又はその上昇額や上昇率を尺度・基準とするのが望ましい。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金では、事業実施主体を農業協同組合に限定しているが、同組合に限定する必要はない。少なくとも交付要綱上は同団体に限定する必要性はなく、他者にも門戸を広げるべきである。	意見
その他	①本補助金の事業実施主体は「島根県農業協同組合」とされており、消費税の課税事業者である。同組合としては、本補助金を用いた検査料の支払いが課税仕入となっているはずであり、その分消費税申告額が少なくなっているはずである。にもかかわらず、消費税の返還が行われておらず、実質的に課税仕入れに相当する額だけ経費を超える補助が行われている。よって、島根県は消費税相当額の返還を求めるべきである。	指摘
	②本補助金については他の補助金交付要綱にあるような消費税に関する文言が設けられていないため、消費税の文言を明記する必要がある。	意見
	③検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないため、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (無)

23. 県単強い農業づくり交付金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	73 頁（酪農・養鶏・養豚）
事務事業の名称	乳用牛生産振興事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	県単強い農業づくり交付金交付要綱
補助金の目的	我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、農作物輸出を促進するための普及宣伝の強化等に取り組むことが最重要課題となっている。本件はこのような課題に対処するため、本交付金及び平成 17 年度に制定された国の交付金制度とあわせて、農畜産物の高品

	質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進する。
--	--

* 本補助金は他部局他課にまたがる補助事業であり、農畜産課が所管する事業は、そのうちの乳用牛生産振興事業のなかの「牛群検定推進事業」である。この「牛群検定推進事業」は、簡単にいえば「酪農牛の健康診断」であり、酪農牛の乳をサンプリングして酪農牛の健康状態を把握するものである。牛群検定実施牛と未実施牛を比較すると、実施牛の乳量が未実施牛の乳量を大きく上回っており（年間1頭当たり約2,000kg）、検定の実施、未実施が酪農農家の所得格差となって次第に拡大する傾向にある（40頭規模、乳価100円/kgで換算した場合、800万円の所得格差が生じる）。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	検定牛1頭あたり乳量
目標値	9,100 kg
実績値	(H29) 8,609 kg (H30) 8,670 kg (R1) 8,649 kg

ウ 補助対象

補助対象者	(1) 産地競争力の強化 市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、市場関係者、消費者団体、農業協同組合中央会など (2) 経営力の強化 県農業会議、農業委員会、知事が適当と認める団体 (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進 都道府県、市町村、事業協同組合、地方食品産業協議会、特認団体
補助対象事業	(1) 産地競争力の強化 協議会の開催、行動計画の作成、啓発活動など (2) 経営力の強化 ①優良農地確保支援対策等（農地情報利用効率化に係る取組、農業委員会等活動強化に係る取組、遊休農

	地解消普及活動) ②農業改善推進支援 (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進 市町村、事業協同組合、地方食品産業協議会、特認団 体が行う展示・商談会など
補助金額等	(1) 産地競争力の強化 1/2 以内 (2) 経営力の強化 10/10 以内、1/2 以内又は 10/10 以内 (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進 1/2 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	1,371

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでない ので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (無)

24. しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	51-55 頁（肉用牛生産の拡大）（*1）
事務事業の名称	しまね和牛生産振興事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金交付要綱 繁殖雌牛更新対策実施基準
補助金の目的	しまね和牛の産地拡大のため、繁殖雌牛の更新及び増頭により改良の進んだ雌牛への世代交代を促進し、購買者ニーズに応える子牛を生産することで子牛市場価格の向上を図る。

（*1）農林水産基本計画では、5年後の目指す姿として、成果指標を掲げている。

- ・全国主要産地（宮崎、鹿児島）レベルを目指す過程で、子牛市場価格及び肥育出荷成績で全国平均以上を達成
- ・放牧を利用している繁殖雌牛頭数を 3,800 頭以上に増加
- ・毎年安定的に 5 名以上の新たな担い手を確保

その結果、和牛子牛生産頭数 9,300 頭(H30:7,167 頭)以上、肉用牛産出額 25 億円以上増加を目指している。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	繁殖雌牛更新・増頭頭数
目標値	(R2) 300 頭
実績値	(R2) 239 頭

ウ 補助対象

補助対象者	市町村、農業協同組合、和牛改良組合（*2）
補助対象事業	しまね和牛生産振興事業
補助金額等	①増頭する農家 更新牛及び増頭牛 1 頭あたり 15 万円 ②更新する農家 1 頭につき 10 万円

（*2）和牛改良組合では、高齢化による畜産農家数の減少を食い止め、繁殖基盤の維持拡大を進めるために全国において市場評価の高い血統の繁殖牛を導入

し、血統の改良や繁殖牛の早期更新による優良子牛の生産に取り組んでいる。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	36,095 (*3)

(*3) 本補助金は令和 2 年度開始の事業である。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の目的の達成度を測るための尺度・基準を「繁殖雌牛更新・増頭頭数」としている。確かに農林水産基本計画における成果指標として「繁殖雌牛頭数」を掲げているが、本補助金の目的は「子牛市場価格の向上を図る」ことにあるため、子牛市場価格の向上を反映した尺度・基準を設定して効果測定することを検討すべきである。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金の補助率は、増頭する農家においては更新牛及び増頭牛 1 頭あたり 15 万円、更新する農家においては 1 頭につき 10 万円となっている。令和 2 年度に始まった補助事業であるが、今後、当該補助率が妥当なのかどうか、子牛市場価格の動向や生産コストの推移等の観点から、補助率を見直すためのルール作りも検討すべきである。	意見
その他	①交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補	意見

	助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても場合によっては仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。	
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

25. 農業復旧対策事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	39-58 頁 (重点推進事項「(2)ものづくり」 ⑥水田園芸の推進 ⑦有機農業の拡大 ⑧美味しまね認証を核とした GAP の推進 ⑨肉用牛生産の拡大 ⑩持続可能な米づくりの確立)
事務事業の名称	農業復旧対策事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	農業復旧対策事業費補助金交付要綱 実施基準 農業復旧対策事業費補助金 Q&A
補助金の目的	大雪、大雨、強風等の自然災害（以下「災害」という。）により、ビニールハウス等農業生産施設が倒壊するなど、本県農業の生産基盤に甚大な影響を及ぼす被害の発生が懸念されている。このため、被災した農業生産施設（非共同利用施設）等の早期復旧を図り、農業者の生産活動が早期に再開されるよう市町村が実施する農業復旧対策を支援する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	被災した農業生産施設等の復旧
目標値	無（災害によって被災状況は異なり、目標値等を設定することは困難）
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	島根県地域防災計画に基づく被害報告のあった市町村
補助対象事業	市町村が一定の農業規模等があると認めた農業者等において行う以下の事業であって、被災日から原則として1年を経過する日までに竣工するもの(下限事業費400千円) (1) 小規模土地基盤整備 ①施設の撤去 ②果樹植栽 (2) 施設整備 ①ビニールハウス等 ②果樹棚 ③附帯施設 (3) 農業用機械整備
補助金額等	市町村が負担する補助金額と同額以内とする。ただし、県補助金額は補助対象事業費の1/3を上限とする。

* 本補助金は、農業共済の共済金では補償されない部分を対象としている。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成30年度	92,780
平成31(令和元年)度	0
令和2年度	0

* 令和2年度の交付決定額は3,248千円であるが、同年度中の交付実績はない。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	災害復旧に係るものであるため尺度・基準を定めることができないのはやむをえない。	適
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	①実施基準には災害復旧工事は一般競争入札によるのを原則とする旨の定めがあるが、罹災時には速やかな復旧工事が望まれる以上、実施基準にこのような定めを置くのは適当ではない。	意見

	②本補助金は市町村から被害報告があった場合にはじめて「災害」の発生を把握するものであり、さらに市町村が復旧工事に補助金を交付する場合に本補助金も交付することが可能となるものである。すなわち、本補助金は市町村の報告の有無、予算措置の有無に左右されるものである。罹災農家の被害回復の迅速性や公平性という観点からこのような取り扱いが望ましいのか検討を要する。	意見
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

- ・ 交付先が簡易課税の事業者のため報告書の提出はしていない。

26. 水田農業経営安定推進緊急対策補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	39-42 頁（水田園芸の推進）
事務事業の名称	経営所得安定対策直接支払推進事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	水田農業経営安定推進緊急対策補助金交付要綱
補助金の目的	令和 2 年 6 月末の全国の主食用米の民間在庫量は、4 年ぶりに「価格急落」の目安となる 200 万トンを超え、コロナ禍が長期化する中で令和 2 年産米、令和 3 年産米の価格低下が強く懸念されている。こうした中で、農業経営を継続し、農業経営を安定させるためには、収益性の高い水田園芸への転換をはじめとする転作（生産調整）の更なる推進が不可欠であるが、コロナ禍の影響により、地域における十分な推進活動（集落座談会等）ができない状況の中で、各地域における転作（生産調整）や需要に応じた米の生産・販売を支援する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	水田園芸県重点推進 6 品目の産出額
目標値	(R6) 60 億円
実績値	(R2 見込み) 23 億円（推計）

ウ 補助対象

補助対象者	地域農業再生協議会
補助対象事業	<p>〈地域農業再生協議会の推進活動費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座談会に代えて、各農業者への資料の郵送 ・ 水田園芸に転換する意欲のある農業者や、転作物生産者に対する独自支援 ・ 主食用米やそれ以外の作物の販路開拓活動（ただし別表

	に掲げたもの（報酬、備品購入費等）に限る）
補助金額等	1/2 以内（ただし、5,000 千円を上限とする）

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	-
令和 2 年度	30,758

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	本補助金の目的は、農業経営を継続し、農業経営を安定させるためには、収益性の高い水田園芸への転換をはじめとする転作（生産調整）の更なる推進を図ることにあり、目的の公益性に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の効果をより直接的に測定するためには、水田園芸県重点推進 6 品目に取組んだ農業生産者の増加数（転換者数）あるいは同 6 品目作付面積の増加面積を用いるべきである。（事務事業評価シートの参考指標としては記載がある）。	意見
目標値の妥当性	本補助金では令和 6 年度で水田園芸県重点推進 6 品目の産出額 60 億円を目標としている。ただし、これは他の事業も含めた目標値であり、本補助金の目標値としては、この事業を利用した農業生産者の増加数（転換者数）あるいは 6 品目作付面積の増加面積を用いるべきである。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない	適
その他	①本補助金の検査調書において、検査調書に記載された事業完了年月日（令和 3 年 3 月 24 日）よりも早い日付が検査年月日（令和 3 年 3 月 22 日）とされ、上長の承認印も押印されていた。事業完了日前に検査が完了することはありえず、このような記載は検査の実効性及び内部統制の有効性	指摘

	に疑義が生じかねない。	
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

- ・ 地域農業再生協議会は免税事業者である。

27. 種子調製施設整備事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	55-58 頁（持続可能な米づくりの確立）
事務事業の名称	水稲等優良種子安定供給対策事業
所管課	農畜産課
根拠となる交付要綱等	種子調製施設整備事業費補助金交付要綱
補助金の目的	本県農業の基幹的作物である水稲及び水田農業において重要な品目の一つである大麦について、将来にわたる優良な種子の安定供給と、水田農業の振興につなげる。

* 島根県の種子生産の現状としては、水稲、大麦、大豆の種子については、島根県の条例及び規程に基づき種子の生産・供給を行う仕組みとなっており、これらの責務を島根県農業振興協会と島根県農業協同組合が担っている。水稲については、島根県内で必要とされる大部分の種子を島根県内で生産し、JA しまねが運営する島根県内唯一の種子調整施設（選穀センター）に原材粳を集約して調整・製品化することで、島根県内の農業者に優良な種子を供給しているが、施設の老強化により近年は調整が不十分な種子が散見されるようになり、農業者の播種の作業性が低下するなどの問題も生じていた。そのため、選穀センターを新設して、種子生産の高位平準化を図ることとし、それに対して国・島根県が補助を行うものである。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	生産コスト又は集荷所・加工コストの6%以上の削減
目標値	94 円/kg
実績値	(R1) 95 円/kg (R2) 98 円/kg

ウ 補助対象

補助対象者	島根県農業協同組合
補助対象事業	種子調整施設整備事業
補助金額等	1/6 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	44,268

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準としては、生産コスト又は集荷所・加工コストの 6%以上の削減を設定しているところ、老朽化した旧施設を新施設にすることで、生産効率の向上等によるコストの低下等の効果が見込まれるため、尺度・基準としては適当と認められる。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないため、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (有)

28. 水利施設等保全高度化事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	-
事務事業の名称	-
所管課	農村整備課
根拠となる交付要綱等	農業農村整備事業関係補助金交付要綱
補助金の目的	農業水利資産の維持保全をめぐる新たな支援体制の確立

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	水利施設保全高度化事業実施要領 別紙3 第2-5のとおり
目標値	無(土地改良法に基づく貸借対照表作成の基礎資料として、土地改良区が現に管理している土地改良財産を評価するものであり、目標値は設定されていない。)
実績値	-

- * 土地改良区とは、農業水利施設(ダム、水路など)の建設や管理、農地の整備などいわゆる土地改良事業を実施することを目的として土地改良法に基づいて設立される農業者の組織である。
- * 平成31年4月に改正土地改良法が施行され、令和4年の事業年度から貸借対照表の作成及び公表が義務付けられた。
- * 国が行った平成29年悉皆調査では資産評価すべき施設は368施設とされた。しかし、島根県の譲与記録によれば、県営事業によって造成された施設で土地改良区に譲与した施設は678施設あった。さらに県営事業のものとは別に団体営事業により造成された施設もあった。実際に令和元年度は11土地改良区で3818施設、令和2年度は10土地改良区で4830施設の資産評価を行った。

ウ 補助対象

補助対象者	島根県土地改良事業団体連合会
補助対象事業	資産評価データ整備 (資産評価データ整備、GIS整備)
補助金額等	資産評価データ整備(県補助50%、国補助50%) GIS整備 定額

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	10,000
令和 2 年度	10,000

* この事業は令和元年度及び令和 2 年度のみである。

* GIS 整備として補助金の支出はない。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	①交付要綱が定める「農業水利資産の維持保全をめぐる新たな支援体制の確立」というのは漠然不明確である。端的に「土地改良区が整備すべき貸借対照表の作成を支援するため」とすればよい。	意見
	②そもそも土地改良区における貸借対照表の作成は法律により義務付けられたものであるが、土地改良区に限らず各種の財務資料の作成や備置を法律によって義務付けられている例は他にもあり、なぜ土地改良区に対してだけ島根県が財政的支援をするのか疑問がある。公益性の観点から本補助金の必要性について検証すべきである。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	-	-
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	本補助金では、補助金額について「事業実施主体（補助対象者）が補助対象事業を実施するのに要する経費」としているが、いかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費など対象経費をできるだけ交付要綱上明確にしておくべきである。	意見
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と	意見

	判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでない ので、その記録を残すべきである。	
--	--	--

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定
にかかる定めの有無（ 無 ）

30. 県単農地集積促進事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	23 頁（中核的な担い手の育成） 27 頁（集落営農の経営改善） 39 頁（水田園芸の推進） 63 頁（地域が必要とする多様な担い手の確保・育成）
事務事業の名称	ほ場整備事業
所管課	農村整備課
根拠となる交付要綱等	県単農地集積促進事業実施要綱 県単農地集積促進事業実施要領 農業農村整備事業関係補助金交付要綱
補助金の目的	農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持・発展を促す。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	農地集積率（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合）
目標値	対象事業の完了年度から起算して 3 年の間に農地集積率が 40%以上となること
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	市町村又は土地改良区
補助対象事業	(1) 担い手農地集積促進事業 担い手農地集積計画に基づき、所定の対象事業により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が所定の期間内に所定の割合以上となった場合に、促進費を交付する事業 (2) 集落農地集積促進事業 農地利用集積計画に基づき、所定の対象事業により、

	<p>集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が所定の期間内に所定の割合以上となった場合に、促進費を交付する事業</p> <p>(3) 水田園芸拠点産地形成促進事業 「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、所定の対象事業により、基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が所定の期間内に所定の割合以上となった場合に、促進費を交付する事業</p> <p>(4) 担い手不在集落解消促進事業 担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、所定の対象事業により、所定の期間内に担い手が確保された場合に、促進費を交付する事業</p>
補助金額等	<p>対象事業費に以下の交付割合を乗じた額</p> <p>(1) 担い手農地集積促進事業 0.025-0.050 (農地集積率に応じて)</p> <p>(2) 集落農地集積促進事業 0.025</p> <p>(3) 水田園芸拠点産地形成促進事業 0.125</p> <p>(4) 担い手不在集落解消促進事業 0.125</p>

* 担い手農地集積促進事業等については、同種の国庫補助事業があるが、国は経営等農用地面積が20ha未満の場合は補助対象としていないため、本補助金により島根県単独で補助している。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成30年度	17,287
平成31(令和元年)度	31,656
令和2年度	25,891

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の目的の達成度を測る尺度・基準として農地集積率を用いているが、農地をどれだけ集積できたかは目的の達成度を測る尺度ではなく	意見

	目的を達成するための手段ないし方法である。よって、農地を集積したことによる効果、例えば産出増加額やコスト削減額を尺度として用いるほうが望ましい。	
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助金の目的は、「将来の農業生産を担う農業の担い手への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立する」ことにあり、補助金を交付した後の農業の継続性が極めて重要であるが、現状では補助金を交付した後のフォローアップが十分に行われているとは言えない状況である。補助金交付段階で担い手要件が設けられており最低限の農業の継続性は担保されていると考えられるが、国庫補助事業では補助対象としない小規模な農地についてもあえて補助対象としたのであれば、その後の農業の継続性を確認する必要がある。少なくとも補助金を交付した後何年かは実施主体である市町村又は土地改良区に現状報告をさせるべきである。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見
	③本補助金の事業実施主体は「市町村又は土地改良区」とされており、市町村に関しては消費税の問題は発生しない。しかし、土地改良区については消費税の課税事業者であるかどうかの確認が網羅的に行われているわけではない。補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

31. 県単農地集積促進事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	23 頁（中核的な担い手の育成） 27 頁（集落営農の経営改善） 39 頁（水田園芸の推進） 63 頁（地域が必要とする多様な担い手の確保・育成）
事務事業の名称	ほ場整備事業
所管課	農村整備課
根拠となる交付要綱等	農村農業整備事業関係補助金交付要綱 県単農地集積促進補助事業実施要領
補助金の目的	農業生産基盤の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促す（*1）。

（*1）本補助金は、別の事業（ハード事業等）で担い手が負担した経費について、補助対象事業の各成果指標を達成した担い手に対し、その負担の一部を促進費という形で補填するものであり、いわばインセンティブ型の補助金である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	県単農地集積促進事業実施要綱 ①農地集積率（実施要綱第2の2） ②県推進品目の作付け延べ面積の割合（実施要綱第2の3） ③担い手の確保状況（実施要綱第2の4）
目標値	①対象事業の完了年度から起算して3年の間に農地集積率が50%以上となること ②対象事業の完了年度から起算して3年の間に農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が25%以上となること ③担い手不在集落において、対象事業の完了年度から起算し3年が経過するまでに担い手が確保されること
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	<p>農業の担い手であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。）</p> <p>②経営規模が3ha（特定農山村地域にあつては2ha）以上の農業者</p> <p>③生産組織（農業生産法人、集落営農組織等）</p> <p>④人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン）において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体</p>																														
補助対象事業	<p>(1) 担い手農地集積促進事業（*2）</p> <p>(2) 集落農地集積促進事業（*3）</p> <p>(3) 水田園芸拠点産地形成促進事業（*4）</p> <p>(4) 担い手不在集落解消促進事業（*5）</p>																														
補助金額等	<p>別表</p> <p>1. 担い手農地集積促進事業に係る促進費の限度額は、農地集積率に応じて、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率が40%以上45%未満</td> <td style="text-align: center;">0.025</td> </tr> <tr> <td>45%以上50%未満</td> <td style="text-align: center;">0.030</td> </tr> <tr> <td>50%以上55%未満</td> <td style="text-align: center;">0.035</td> </tr> <tr> <td>55%以上60%未満</td> <td style="text-align: center;">0.040</td> </tr> <tr> <td>60%以上65%未満</td> <td style="text-align: center;">0.045</td> </tr> <tr> <td>65%以上</td> <td style="text-align: center;">0.050</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、平成24年度までには場整備工事が完了した地区については、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率が40%以上</td> <td style="text-align: center;">0.025</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 集落農地集積促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集落農地集積率が50%以上</td> <td style="text-align: center;">0.125</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 水田園芸拠点産地形成促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県推進品目の作付け割合が25%以上</td> <td style="text-align: center;">0.125</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 担い手不在集落解消促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交付割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手不在集落において担い手を確保</td> <td style="text-align: center;">0.125</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交付割合	農地集積率が40%以上45%未満	0.025	45%以上50%未満	0.030	50%以上55%未満	0.035	55%以上60%未満	0.040	60%以上65%未満	0.045	65%以上	0.050	区 分	交付割合	農地集積率が40%以上	0.025	区 分	交付割合	集落農地集積率が50%以上	0.125	区 分	交付割合	県推進品目の作付け割合が25%以上	0.125	区 分	交付割合	担い手不在集落において担い手を確保	0.125
区 分	交付割合																														
農地集積率が40%以上45%未満	0.025																														
45%以上50%未満	0.030																														
50%以上55%未満	0.035																														
55%以上60%未満	0.040																														
60%以上65%未満	0.045																														
65%以上	0.050																														
区 分	交付割合																														
農地集積率が40%以上	0.025																														
区 分	交付割合																														
集落農地集積率が50%以上	0.125																														
区 分	交付割合																														
県推進品目の作付け割合が25%以上	0.125																														
区 分	交付割合																														
担い手不在集落において担い手を確保	0.125																														

（*2）担い手農地集積計画に基づき、別に定める対象事業により、受益面積に占める担い手の経営等農用面積の割合（以下「農地集積率」という。）が、対象事

業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業である。

(*3) 農地利用集積計画に基づき、別に定める対象事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「農地集積率」という）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業である。

(*4) 「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、別に定める対象事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める島根県推進品目の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業である。

(*5) 担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、別に定める対象事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年が経過するまでに担い手が確保された場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業である。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成30年度	4,125
平成31（令和元年）度	2,147
令和2年度	8,275

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金は、いわばインセンティブ型の補助金である。これにより、意欲ある担い手にとっては策定された農業経営計画等の達成に向けて大きなインセンティブとなり、農地集積が促進される効果が十分に期待できるため、補助対象としては適当と認められる。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでな	意見

	いので、その記録を残すべきである。	
--	-------------------	--

- * 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（無）
- * 監査の過程において、本補助金のなかで、大田市の担い手に対する補助金について、当該担い手が一見すると農業とは関係のない会社法人となっており、所定の担い手要件を充足するのか判然とせず、また、その事業実態を把握する必要があるものと考えたため、現地で監査を実施した。その結果、当該会社法人の代表者は、もともと認定農業者として水稲や白ねぎの生産を行っており（現在は会社法人の事業として行っている）、農地集積により規模を拡大するにあたり、県推進品目であるアスパラガスの生産を行うことを決めたが、同品目の栽培のためには人員が必要となり、会社法人で行うことが適当と判断し、会社法人が認定農業者の認定を受けたあと、会社法人にてアスパラガスの栽培に向けたハード事業（対象事業）を実施し、その費用の一部を本補助金により補填を受けたということが確認できた。したがって、当該会社法人は本補助金の担い手要件を充足していた。なお、当該会社法人は、その代表者が従前に行っていた水稲や白ネギの事業も行うようになった。当該会社法人は、農業以外の事業も行っているが、農業とそれ以外の事業とでは、経理も人員も完全に分けられていた。当該会社法人の代表者によれば、本補助金がなければ、アスパラガスの栽培を含めた規模拡大などできなかったとのことであり、本補助金の有効性を確認することができた。大田市のような担い手不足の地域においては、会社法人に農地を集積させ、持続的かつ安定的な農業を推し進めることが有効と思われることから、本補助金の参考事例の一つとして紹介する。

32. しまねの農地再生・利活用促進事業（耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業）補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	-
事務事業の名称	-
所管課	農村整備課
根拠となる交付要綱等	しまねの農地再生・利活用促進事業補助金交付要綱
補助金の目的	<p>農地は、安全な食料の生産基盤としてだけでなく、自然環境の保全、美しい景観をもたらすなど多面的な機能を通じて豊かな県民生活に貢献し、県民が等しくその恩恵を享受しており、優良な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、農地の利用の現状についてみると、高齢化や過疎化の進行などに伴い、放棄され、利用されない農地が増加しつつある。</p> <p>荒廃農地の発生原因や荒廃状況、権利関係、荒廃農地の所有者や周辺農業者など引き受け手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、荒廃農地の再生利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細やかな取組が必要である。</p>

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無（本事業は平成30年度まで荒廃農地等利活用促進交付金事業に対して県費の嵩上げ助成を行っており、他の事業メニューも成果指標もあったが、交付金事業が令和元年度に廃止となり、成果指標もなくなった。令和2年度をもって事業廃止。）
目標値	-

実績値	-
-----	---

ウ 補助対象

補助対象者	島根県農業再生協議会
補助対象事業	再生作業推進機器（自走式及び乗車式草刈り機各1台）の貸出・管理
補助金額等	補助対象者が補助対象事業を実施するのに要する経費定額（経費全額）

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成30年度	1,620
平成31（令和元年）度	1,620
令和2年度	1,619

* もともとは国庫補助事業として荒廃農地等利活用促進交付金があり、これにより農業者等が荒廃農地を引き受けて営農を再開するために行う再生作業、土壌改良、営農等定着、加工・販売の施行、施設等の整備を支援していた。本事業も国庫補助事業として行われていたが、平成21年11月の事業仕分けにおいて国の交付金が廃止されたため、平成22年度より本事業は島根県単独の事業として実施することとなった。その後、令和元年度をもって本事業以外の事業（国庫補助事業）が終了したため、荒廃農地の利活用については本事業のみが残った形となった。ただし、本事業についても令和2年度をもって終了した。終了の理由は、島根県農業再生協議会内にあった本事業を行う部会がなくなったことによる。

* 本事業と同種の事業として、中山間ふるさと・水と土地基金という事業があり、同事業において、草刈り機等の貸出を行っている。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	「荒廃農地の再生利用」という目的自体には公益性が認められる。しかし、島根県の荒廃農地の面積が7,000ha弱で推移していることを考えると、荒廃農地の解消手段として再生作業推進機器（自走式及び乗車式草刈り機各1台）の貸出を行	意見

	<p>うということが効果的なのか大いに疑問がある。</p> <p>本補助金はもともと国庫補助事業であったところを事業仕分けによって廃止となったため島根県単独事業として存続させた経緯があるが国が廃止しようとしたものをあえて島根県が存続させた判断が妥当であったのか疑問がある。</p> <p>なお、島根県の荒廃農地の面積が7,000ha弱で推移していることから、荒廃農地の解消策自体は必要であり、より効果的なものが求められる。</p>	
尺度・基準の内容の妥当性	従前は耕作放棄地を再生した面積と指標（〈目標値〉58.8ha/年、〈実績値〉H28年度64.4ha、H29年度65.3ha、H30年度56.0ha）としていたことがあり、本補助金により解消した荒廃農地を尺度・基準とすることが妥当である。	意見
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	①補助対象が島根県農業再生協議会のみであったが、荒廃農地の効果的な解消のためには特定の事業者に依拠しない方法を検討すべきである。	意見
	②補助対象として「補助対象者が補助対象事業を実施するのに要する経費」としているが、このような定め方ではいかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費などできるだけ対象経費を交付要綱上明確にしておくべきである。	意見
その他	①本補助金において、実際に草刈りが実施されたか否かの確認をしていない。本補助金の実績を知る上ではサンプル調査などの手法により現場を確認することが望ましい。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 荒廃農地（非耕地）とは、すでに2年以上管理（草刈り等）がされておらず、かつ、将来においても耕作し得ない状態（小灌木の発生がみられる等の状況）の土地をいう。荒廃農地には、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通

常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（再生利用が可能な荒廃農地）（A分類）、森林の様相を呈しているなどのうちに復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（B分類）がある。

* 島根県の荒廃農地の面積の近年の推移は次のとおりである。

（H27）6,656ha （H28）6,893ha （H29）6,978ha （H30）6,956ha （R1）6,789ha
〈参考〉1ha=10,000 m²=0.01 km²

宍道湖の面積 79.1 km²（7,910ha）

* 再生作業推進機器の稼働実績は次のとおりである。

自走式 （H30）19日 （R1）12日 （R2）24日

乗車式 （H30）49日 （R1）43日 （R2）39日

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

・ 島根県農業再生協議会は消費税の課税事業者ではない。

33. 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	-
事務事業の名称	国営事業完了地区等対策推進事業
所管課	農地整備課
根拠となる交付要綱等	中海干拓農地保有合理化促進事業補助金交付要綱
補助金の目的	公益財団法人しまね農業振興公社（以下「しまね農業振興公社」という。）の行う中海干拓揖屋・安来地区農地保有合理化促進事業等の円滑な運営を期する。

- * 中海干拓農地保有合理化促進事業とは、国営の干拓事業によって造成された中海の揖屋地区及び安来地区の農地を島根県農業開発公社（現しまね農業振興公社）が一括配分を受け、これを農家に売り渡す、又は売り渡しにつなげるために貸し渡す事業に際し、島根県がその売り渡し又は貸し渡しを円滑に進めるために必要な経費を支援する事業であり、平成元年度から開始したものである。
- * 配分された農地は全体で 331.1ha ある。そのうち、売渡しが完了した農地は 289.3ha（配分農地全体の約 87%）である。売渡未了の農地は 41.8ha であり、そのうち貸し渡しをしている農地は 32.2ha（配分農地全体の 10%程度）である。貸し渡しもされていない（農家による耕作に供されていない）農地はしまね農業振興公社が管理しており、その面積は 9.6ha（配分農地全体の 3%程度）である。
- * 貸し渡しもされていない（農家による耕作に供されていない）農地（9.6ha）については、安来地区が 27 区画（全 425 区画）、揖屋地区は 3 区画（全 455 区画）である。安来地区は法人の農業者が参入する傾向があり、ある程度の規模（複数の連続する区画）が必要となることが多い。そのため、飛び地となっている区画は隣接地の取得者等に購入等してもらうことを打診するのが現実的であることが多い。揖屋地区は個人農家が参入する傾向があるが、残っている 3 区画は三角状の土地であり効率的な農作業がしづらい土地である。
- * しまね農業振興公社では、配分農地を取得するための資金を金融機関から調達したが、その後島根県から借り入れている。現在の借入残高は約 13 億円である。配分農地が売れる都度借入金を返済している。現在の農家への売渡価格は約 1,800 千円/ha であるが、売渡しとなった場合には島根県から営農助成金 626 千円/ha

の補助があり、これを加えた約 2,426 千円/ha が島根県に対する貸付金の返済原資となる。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	しまね農業振興公社が所有する中海干拓農地（揖屋・安来）について、担い手等への売り渡し、貸し付けの実施
目標値	無（農家との相対であり目標を設定しにくい状況。）
実績値	—

* 近年の農地の売渡実績は、平成 30 年度売渡実績なし、令和元年度 0.3ha、令和 2 年度売渡実績なしである。

ウ 補助対象

補助対象者	しまね農業振興公社
補助対象事業	(1) 中海干拓揖屋・安来地区の売渡促進及び体制整備に要する経費 (2) 登記に要する経費 (3) 営農助成金（「中海干拓農地営農助成事業実施要綱（平成 2 年 1 月 20 日制定）第 2 条に掲げる助成をいう。」） (4) 中海干拓揖屋・安来地区の維持管理等に要する経費
補助金額等	当該経費の十分の十

* 中海干拓農地の売渡等に関しては、しまね農業振興公社では干拓農地課が所管しており、組織上は同公社採用の嘱託職員 1 名と島根県職員（兼務）1 名がいる。嘱託職員 1 名は島根県県庁内にて執務している。また、同公社の総務企画課の課長補佐が干拓農地課を兼務している。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	12,162
平成 31（令和元年）度	15,288
令和 2 年度	14,334

* 令和 2 年度の補助対象経費について、売渡促進及び体制整備に要する経費として 7,454,000 円、維持管理等に要する経費として 6,880,000 円を補助対象としている。売渡促進及び体制整備に要する経費は人件費等である。維持管理に要する経費は主に草刈り（年 2 回）の委託費（約 300 万円）、貸付けもされていない（農家による耕作に供されていない）農地（9.6ha）の売渡又は貸付けの際の撒

水資材の購入費用である。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	近年の売渡実績が極めて低調な中、毎年 1,000 万円超の補助金を投入し続けている。また、補助金とは別に島根県職員が兼務している。平成元年に、島根県と財団法人島根県農業開発公社（現しまね農業振興公社）間で、島根県は同公社の従来からの業務に支障が生じないよう必要な措置を講じる旨の覚書が交わされているが、全ての区画が売れるまで本補助金をやめることができないのだとすれば、近年の売渡実績からすると、事実上、永久に補助金等の負担を続けなければならないおそれがある。補助金等の投入を前提としない事業のあり方について検討すべきである。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	補助対象として「…に要する経費」としているが、このような定め方ではいかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「…に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費などできるだけ対象を交付要綱上明確にしておくべきである。	意見
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（ 無 ）

・しまね農業振興公社は（簡易課税の事業者のため）報告書の提出はしていない。

34. 令和2年度 県単農地有効利用支援整備事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	63-64 頁 (地域が必要とする多様な担い手の確保・育成)
事務事業の名称	用排水施設等整備事業
所管課	農地整備課
根拠となる交付要綱等	県単農地有効利用支援整備事業実施要綱 農業農村整備事業関係補助金交付要綱
補助金の目的	現に農地として利用又は保全されている農地について、耕作放棄を未然に防止するとともに、将来にわたって農地として有効に活用し、食料自給力向上に資する

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無（本補助金は国庫補助事業の対象とならない簡易な基盤整備を主としており、国庫補助事業を補完するものであることから、本補助金単独での基準・尺度の設定はしていない）
目標値	-
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	市町村又は土地改良区
補助対象事業	耕作放棄地となるおそれのある農地やこれに関連する農業用施設の簡易な整備を行うもので地区の受益面積が 5ha 未満であるなど所定の要件に該当するもの
補助金額等	50%

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	19,749
平成 31 (令和元年) 度	15,000
令和 2 年度	7,500

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	本補助金は、国庫補助事業の対象とならないものを対象としているが、それが果たして「食料自給力向上に資する」のか検討すべきである。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金は国庫補助事業の対象とならない簡易な基盤整備を主としており、国庫補助事業を補完するものであることから、本補助金単独での基準・尺度の設定はしていないとの理由から尺度・基準を設けていない。 しかし、あえて県単の補助金を設けたのであれば、そこには目的が存在し、効果も測定できるはずであり、尺度・基準の設定は必要である。	意見
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①耕作放棄地を未然に防ぐための補助金であり、補助金を交付した後の農業の継続性が極めて重要であるが、島根県は補助金を交付した後のフォローアップを行っていない。平成 22 年度から補助金を支出しており、現状で耕作放棄地になっている箇所はないとの回答を得たが、あらかじめ島根県が把握していたわけではない。少なくとも補助金を交付した後何年かは実施主体である市町村又は土地改良区に現状報告をさせるべきである。	意見
	②農業農村整備事業関係補助金交付要綱によれば、契約をする場合は原則として一般競争入札によらなければならないとされているが、本件では	意見

	<p>随意契約（いわゆる一社随契）となっていた。その理由としては、松江市土地改良区が「実施する工事は地元に着した内容で、現地状況に精通した業者でなければ適切な施工及び品質確保ができないため」、鹿足郡吉賀町土地改良区が「契約の相手方の選定をするにあたり、農地の保全や作業効率の向上を考慮すると過去に農地の改良等の実績があり、現地の地形や農地の基盤状況等地域の状況にも精通している者並びに地域からの信頼が厚い者に作業を依頼することが事業目的を達成するためには重要」とのことであった。一応随意契約とすべき理由は記載されていたが、他社でも施工可能と考えられ、例えば相見積もりをとるなどして価格の妥当性を担保するような方法を検討すべきである。</p>	
	<p>③検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでない、その記録を残すべきである。</p>	意見
	<p>④本補助金の事業実施主体は「市町村又は土地改良区」とされており、市町村に関しては消費税の問題は発生しない。しかし土地改良区については消費税の課税事業者であるかどうかの確認が網羅的に行われているわけではない。本件の土地改良区はすべて消費税の免税事業者であったため問題はなかったが、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（有）

35. 令和元年度 県単ため池安全確保事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	77 頁（ため池対策）（*1）
事務事業の名称	農村地域防災減災事業（ため池等整備事業）
所管課	農地整備課
根拠となる交付要綱等	農業農村整備事業関係補助金交付要綱 県単ため池安全確保事業実施要綱
補助金の目的	ため池は農地への重要な用水路であるとともに、防火用水、洪水調節の他、生態系の保全など多面的な機能を有しているが、適切な維持・修繕が行われなければ利水に支障をきたすばかりか、豪雨や地震時に決壊の危険性も高まる。近年、局地的な集中豪雨や地震が各地で頻発し、その被害も年々大きくなっている。島根県内では、老朽化に伴い整備を必要とするため池のうち、規模の大きなものについては国庫補助事業等の活用により整備を進めているが、国庫補助事業の対象とならない小規模なため池はほとんど整備が進んでいない。このため、老朽度の高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備や、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施し、ため池下流地域における安全・安心の確保を促進する。（*2）（*3）

（*1）ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことである。ため池は全国に約 16 万箇所存在し、特に西日本に多く分布している。ため池の多くは江戸時代以前に築造され、築造にあたっては、各地域において試行錯誤を繰り返して得られた経験をもとに造られたものと推測されている。ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有している。また、降雨

時には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割を持つほか、地域の言い伝えや祭りなどの文化・伝統の発祥となっているものもある。

- (*2) 近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にある。今後 30 年間に最大震度 7 クラスの地震が約 70%の確率で発生するとされている南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの発生が懸念されている。東日本大震災では、ため池決壊により尊い人命が失われるとともに、住宅や農地などでも被害が発生しており、大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備の実施が急務となっている。ため池の多くは、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されているが、農家戸数の減少や土地利用の変化から管理及び監視体制の弱体化が懸念されている
- (*3) 島根県における防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の基本的な方針は以下のとおりである。

島根県内には、水田農業を支えてきた農業用ため池が約 5,000 箇所あり、老朽化や耐震性の不足などに伴い全面改修や補修などの対策が必要なものや、農業用水源として利用されておらず廃止することが適当なものも数多く存在する。また、農業者の高齢化や減少が進み、管理が行き届いていないものが増加している。これまで島根県では、老朽化が進んでいる農業用ため池から改修等を進めてきたが、防災重点農業用ため池については、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた新たな基準に基づき再選定した結果、箇所数は 236 箇所から 1,305 箇所へ大幅に増加した。防災重点農業用ため池 1,305 箇所の防災工事等の実施にあたっては、優先順位を付けて適切に対策を講じていく必要があることから、令和 2 年 4 月に策定した「島根県農林水産基本計画」において、決壊時の影響度と施設の健全度から総合的に優先度を評価した上で、順次対策を講じることとしている。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	なし
目標値	なし
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	市町村
補助対象事業	県単ため池安全確保事業
補助金額等	堤体整備等に要する経費の 67%

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	12,600
平成 31 (令和元年) 度	2,211
令和 2 年度	-

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	①本補助金は、農地の防災及び保全等のための、ため池等整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。	意見
	②本補助金は、ため池下流地域における安全・安心の確保を促進することが目的であるため、実際に安全・安心の確保が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。	意見
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	補助事業等検査調書（事業名：令和元年度県単ため池安全確保事業、事業主体名：出雲市、金額 3,700,000 円）について、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合して確認したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。調書はどのような検査を実施した結果、適切と判断したか等を明らかにするものであるため、実施した検査手続きや確認した証	意見

	拠も含め詳細に記録して残すべきである。	
--	---------------------	--

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

36. 令和2年度 県単ため池安全確保事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	77頁（ため池対策）
事務事業の名称	農村地域防災減災事業（ため池等整備事業）
所管課	農地整備課
根拠となる交付要綱等	農業農村整備事業関係補助金交付要綱 県単ため池安全確保事業実施要綱
補助金の目的	ため池は農地への重要な用水路であるとともに、防火用水、洪水調節の他、生態系の保全など多面的な機能を有しているが、適切な維持・修繕が行われなければ利水に支障をきたすばかりか、豪雨や地震時に決壊の危険性も高まる。近年、局地的な集中豪雨や地震が各地で頻発し、その被害も年々大きくなっている。県内では、老朽化に伴い整備を必要とするため池のうち、規模の大きなものについては国庫補助事業等の活用により整備を進めているが、国庫補助事業の対象とならない小規模なため池はほとんど整備が進んでいない。このため、老朽度の高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備や、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施し、ため池下流地域における安全・安心の確保を促進する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	なし
目標値	なし
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	市町村
補助対象事業	県単ため池安全確保事業
補助金額等	堤体整備等に要する経費の 67%

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	-
平成 31 (令和元年) 度	-
令和 2 年度	6,901

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	令和 2 年度に実施された松江市内馬地区の護岸補修工事は、個人の畑が崩れる可能性があったとの理由で実施されている。島根県からの補助金が 1,273 千円交付されているが、上記畑の個人救済の色合いが濃く、ため池所有者である松江市自身が補修すべきであったのではないかと考える。島根県としては防災重点農業用ため池 1,305 箇所の防災工事等の実施にあたっては、優先順位を付けて適切に対策を講じていく状況にあることから、工事等の公益性や優先性及び工事費用の金額的な面も考慮したうえで、島根県からの補助の必要性を判断すべきであり、補助金の公益性についての島根県の説明責任を果たす観点からも、島根県からの補助の必要性は慎重に検討すべきと考える。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	①本補助金は、農地の防災及び保全等のための、ため池等整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島	意見

	根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。	
	②本補助金は、ため池下流域における安全・安心の確保を促進することが目的であるため、実際に安全・安心の確保が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。	意見
目標値の妥当性	補助金の効果測定の尺度・基準を設定したうえで適切な目標値を設定すべきである。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	補助事業等検査調書（事業名：県単ため池安全確保事業、事業主体名：松江市、金額 1,400,000 円及び 1,900,000 円）について、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合して確認したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。調書はどのような検査を実施した結果、適切と判断したか等を明らかにするものであるため、実施した検査手続きや確認した証拠も含め詳細に記録して残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

37. 令和2年度 淡水化代替水源対策助成交付金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	なし
事務事業の名称	なし
所管課	農地整備課
根拠となる交付要綱等	淡水化代替水源対策助成交付金交付要綱 淡水化代替水源対策助成交付金交付基準
補助金の目的	宍道湖・中海淡水化に替わる水源確保のための農業用用水施設の整備を積極的に推進しようとする市町を支援する。（*1）（*2）

（*1）国営中海土地改良事業は、中海の約 2,230ha（本庄工区、揖屋、安来、弓浜、彦名）に畑や田などの干拓農地を造るとともに、中海を淡水化して沿岸既耕地約位 7,300ha に水を送る計画で 1963 年に事業が始まり、1992 年までに 4 干拓地 534ha（揖屋、安来、弓浜、彦名）が造成され、中浦水門を始めとする淡水化施設も建設された。事業は当時の米増産政策が背景にあり、成功すれば国内でも最大規模の干拓農地となるはずであった。しかし、中海の環境問題や 1971 年からの減反政策など農業を取り巻く状況の変化により、国は 2000 年に本庄工区干拓中止、2002 年 12 月には淡水化計画も中止となった。2005 年にはこれを受け、国は国営中海土地改良事業の変更・廃止手続きがなされ、淡水化に替わる農業用水の確保のために必要な工事として、干拓地内のため池（調整池）・用水機場・加圧機場等が整備され、2014 年 3 月に国営中海土地改良事業は完了した。

（*2）農業用水確保対策に係る島根県の助成（淡水化代替水源対策事業）の経緯について

平成 14 年 12 月の宍道湖・中海の淡水化中止に伴い、国営中海土地改良事業で実施予定であった宍道湖及び中海沿岸地域（既耕地）の農業用水確保対策事業が取り止めとなったため、代替事業を県営及び団体営事業等で実施することになった。しかし、この県営及び団体営事業等の地元負担額が、国営中海土地改良事業により淡水化した場合の地元負担額に対して増加したことから、宍道湖・中海の淡水化中止に伴う、代替事業に係る地元負担の増加分を、関係市に助成して、地元負担の軽減を図るものである。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	なし
目標値	なし
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	市町（松江市、出雲市、安来市、旧斐川町）
補助対象事業	宍道湖中海沿岸地区県営農村振興総合整備事業ほか
補助金額等	淡水化代替水源対策助成交付金交付基準に基づいて交付

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	10,399
平成 31（令和元年）度	8,509
令和 2 年度	7,109

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	①本補助金は、宍道湖・中海淡水化に替わる水源確保のための農業用用水施設の整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。	意見
	②本補助金においては、水源確保のための農業用用水施設の整備がどの程度進み、どの程度水源が確保できたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。定量的な設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。	意見
目標値の妥当性	補助金の効果測定のため尺度・基準を設定したうえ	意見

	で適切に効果測定していくべきである。	
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助金について島根県農林水産基本計画（令和2年度～令和6年度）には特に盛り込まれていない。しかし、島根県からの補助金の交付がある以上、交付目的の公益性があると考えられ、島根県の農業政策上も重要な事業である。したがって、島根県の農林水産基本計画にも盛り込み、取り組みの必要性や進め方のポイント、事業の重要性や進捗状況などを含め、事業の内容等を島根県民に広く周知し、より理解を深めてもらう工夫も必要と考える。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（ 無 ）

38. 県民参加の森づくり事業費交付金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	なし
事務事業の名称	水と緑の森づくり事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱
補助金の目的	県民と協働して実施する県民参加の森づくり事業を推進し、もって水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐことを目的とする

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	活動参加人数
目標値	年間 10,000 人
実績値	(R1) 12,800 人、(R2) 9,252 人

ウ 補助対象

補助対象者	自治会・NPO 法人・森づくりを行う団体
補助対象事業	<p>(1) 保全</p> <p>①森づくり(森林内(国有林を除く。)での植林、草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組み)</p> <p>②森づくり講座(森づくりを習得する機会を創出する取組み)</p> <p>③身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策</p> <p>④森林・都市交流活動(森林にふれあう機会を創出する取組み)</p> <p>(2) 利用</p> <p>①木材及び木質バイオマス利用(公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品、木質バイオマス等を利用する取組み)</p>

	②木の利用講座(木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組みをいう。) ③竹を利用する取組み (3) 継続事業 ①県民参加の森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組及び森を利用する取組みの継続実施 ②再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動(身近な森や集落周辺の里山を保全する取組み)
補助金額等	(1) 保全、(2) 利用 1 申請につき 500 千円～2,000 千円 (3) 継続事業 1 申請につき 25 千円～200 千円 作業スタッフの賃金等は別に定める金額

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	43,298
平成 31 (令和元年) 度	39,146
令和 2 年度	30,540

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	<p>本補助金の効果測定の尺度・基準として「活動参加人数」を設定しているのであれば、「活動参加人数の増加」等を目的に織り込むべきである。</p> <p>なお、県民と協働して実施する県民参加の森づくり事業を推進し、もって水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐという目的の公益性に問題はない。</p>	意見
尺度・基準の内容の妥当性	<p>活動参加人数は本補助金の効果測定の尺度・基準ではなく手段(方法)であるため、例えばアンケートの満足度調査を点数化する、この事業に参加した経験のある林業就業者数、県産材利用者数など客観的に測定できるもととすることが望ま</p>	意見

	しい。	
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	補助対象者は「自治会、特定非営利法人、森づくりを行う団体など」とされており、団体に限定されている。県民と協働して実施する県民参加の森づくり事業を推進するという目的からすれば、広く個人も補助対象とすべきとも思える。この点、島根県は、「森づくりは自然への人為的な働きかけであり、途中で事業を中断してしまうことはかえって自然破壊につながりかねず、個人では継続性が担保できない」との観点から補助対象者を団体に限定しており、補助対象の妥当性に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 有 ）

- ・ 補助対象経費を税抜きで計算している。

39. 飯南町地域振興交付金（施設改修交付金）

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	無
事務事業の名称	森林林業体験活動推進事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	飯南町地域振興交付金要綱
補助金の目的	島根県が設置する「県民の森の一部（研修館・オートキャンプ場・山野草園）」（「研修館等」）を飯南町が取得するにあたって、町の負担を軽減し、また、研修館等を活用した地域振興施策を推進する。

* もともと島根県が県民の森一帯を管理していたところ、平成 20 年、改革推進会議行政改革専門小委員会の公の施設等の見直しに関する提言に従い、島根県の施設と市町村の役割について検討した結果、県民の森エリアのなかで森林セラピー地区を飯南町が積極的に活用していたことから、同地区にある研修館等を飯南町に譲渡することになった。譲渡金額は 2 億 4411 万 8000 円である。その後、研修館等から宿泊施設へのリニューアルのための改修が行われた。改修費は 1 億 41 万 4000 円である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無し（飯南町への譲渡に伴う支援のため）
目標値	—
実績値	—

ウ 補助対象

補助対象者	飯南町
補助対象事業	施設改修交付金（研修館等の改修に要する経費）
補助金額等	研修館等を取得後、活用するために必要な改修（軽微な修繕を除く）を行うための財源として、町が発行した過疎対策事業債の元利償還金のうち、地方交付税による財源措置額を控除した額。なお、1 億円を限度とする。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	3,461
平成 31 (令和元年) 度	3,461
令和 2 年度	3,461

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準は設定されていないが、本交付金の目的が、研修館等の活用も目的とすることからすれば、研修館等の活用状況を尺度・基準として設定した上で、評価を実施することが望ましい。	意見
目標値の妥当性	上記で尺度・基準を設定した上で、適当な目標値を設定することが望ましい。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (無)

40. 飯南町地域振興交付金（負担軽減交付金）

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	無
事務事業の名称	森林林業体験活動推進事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	飯南町地域振興交付金要綱
補助金の目的	島根県が設置する「県民の森の一部（研修館・オートキャンプ場・山野草園）」（「研修館等」という。）を飯南町が取得するにあたって、町の負担を軽減し、また、研修館等を活用した地域振興施策を推進する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無し（飯南町への譲渡に伴う支援のため）
目標値	—
実績値	—

ウ 補助対象

補助対象者	飯南町
補助対象事業	負担軽減交付金（研修館等の取得に要する経費に対し交付）
補助金額等	研修館等を取得するための財源として、町が発行した 過疎対策事業債の元利償還金のうち、地方交付税による財源措置額を控除した額

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	8,568
平成 31（令和元年）度	8,568
令和 2 年度	8,568

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準は設定されていないが、本交付金の目的が、研修館等の活用も目的とすることからすれば、研修館等の活用状況を尺度・基準として設定した上で、評価を実施することが望ましい。	意見
目標値の妥当性	上記で尺度・基準を設定した上で、適当な目標値を設定することが望ましい。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無（ 無 ）

41. 原木流通円滑化緊急対策事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	97 頁（原木生産の低コスト化） 105 頁（製材用原木の需要拡大と安定供給）
事務事業の名称	循環型林業に向けた原木生産促進事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	原木流通円滑化緊急対策事業費補助金交付要綱 原木流通円滑化緊急対策事業実施要領
補助金の目的	新型コロナウイルス感染症の影響による住宅工事の遅れや建設控え、物流業など関連業種での景気後退により、木材需要は縮小傾向にある。 循環型林業の実現に向けた原木生産やそれに伴う再生林のペースが落ち込み、林業活動の規模自体が縮小することのないよう、原木の一時保管場所となる中間土場の整備を支援する。

* 中間土場とは、伐採した木材の集積場（土場）のうち、伐採箇所と木材市場等の中間に存するもので、伐採した木材を市場等に出すまでに一時的に保管する場所をいう。

* 中間土場については、次の年度において「木質バイオマス県内全域集荷体制支援事業」によって整備されたものがある（合計 27 か所）。

平成 27 年度 30,161 m² 60,827 千円

平成 28 年度 46,957 m² 74,381 千円

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	原木流通円滑化緊急対策事業実施要領第 13 により、達成状況の報告を求める。
目標値	無（新型コロナウイルスによる木材取引の低迷への一時的な対応のため。）
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	島根県森林組合連合会及び一般社団法人島根県木材協会（支部を含む）、事業協同組合又はその構成員で「島根林業魅力向上プログラム」（平成 30 年 3 月 7 日付け林第 1094 号）に登録された者又は原木市場
補助対象事業	〈交付要綱〉中間土場の整備（原木を集積・保管し、需要に応じて安定的かつ継続的に供給するのに必要な中間土場の整地と舗装に要する経費 〈実施要領〉中間土場の整地及び舗装に要する実行経費（要領にて詳細を定めている）
補助金額等	定額 ①整地 200 円／㎡以内 ②整地・舗装 2,700 円／㎡以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	-
令和 2 年度	27,410

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	中間土場は伐採した木材の一時保管場所であるが、土場を整備（例えば、アスファルト舗装）することにより、伐採した木材に土がつかず木材の曲がりや品質を判別する仕分作業が確実に行えたり、裁断の際に機械を傷めずに済んだり、木材を湿気から守ることができたりする。そのため、中間土場をアスファルト舗装することで伐採した木材の価値を高めることができる。中間土場を整備することの意義はここにあり、そのような意義はコロナ禍においてはじめて生じたというものではない。「林業活動の規模自体が縮小することのないよう、原木の一時保管場所となる中間	意見

	<p>土場の整備を支援する」とするが、林業活動の規模は木材の需要との関係で決まるものであり、保管場所の多寡で決まるものではない。中間土場自体は恒久的な施設であり、その整備の支援自体、コロナ禍という一時的な事象に対応するための措置とは言い難い。</p> <p>いずれにしてもコロナ禍を安易に理由にしているきらいがある。中間土場の整備の意義は先ほど述べたとおりであり、木材の価値を高めるためには今後も整備が望まれるものである。そうであるならば、一時的な事情を理由にせず、きちんと整備を進めていくべきであろう。</p>	
<p>尺度・基準の内容の妥当性</p>	<p>①「原木流通円滑化緊急対策事業実施要領第13により、達成状況の報告」という尺度・基準は要するに本補助金の対象の中間土場の整備の進捗割合というだけで、本補助金によりどのような効果があったのかという点では何の尺度・基準にもなっていない。</p> <p>中間土場はそれを整備すること自体が目的ではなく、それが原木生産に利用されてこそ意味がある。そこで、中間土場における原木保管量又は中間土場を経由して市場に出た原木量を尺度・基準とすべきである。</p>	<p>意見</p>
	<p>②そもそも中間土場の整備状況の把握がされておらず、目標値を立てる意識が乏しい。中間土場の意義は先ほど述べたとおりであり、計画的な支援が望まれるところである。中間土場がどれくらい必要か把握することは困難とのことだが、森林作業道については整備目標がある。概算であっても中間土場の必要面積を推計するなどして、整備目標を設定すべきである。</p> <p>目標値を設定できない理由として、「新型コロナウイルスによる木材取引の低迷への一時的な対応のため」としているが、中間土場自体は恒久的な施設であり、その整備支援を一時的対応と位置付けるのはナンセンスである。</p>	<p>意見</p>

目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①交付要綱上は中間土場の規格構造が定められているが、整備された中間土場がその規格構造に適合しているか否かの点検はされていない。交付要綱で規格構造を定めている以上、サンプル調査などの手法により整備された中間土場について規格構造に合致するか否かを確認することが望ましい。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（有）

- ・補助対象経費は税抜きで計算している。

42. 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	122 頁（林業公社）
事務事業の名称	林業公社支援事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金交付要綱
補助金の目的	林業公社支援事業では、林業公社を支援し、経営改善を推進するとともに、適切な森林管理により森林の持つ公益的機能の維持推進を図りながら資源の循環利用に取り組むことを目指しており、公益社団法人島根県林業公社の造林地において長伐期施業転換を推進することにより、公益的機能を多面的に発揮する森林の整備と公社事業経営安定化を推進し、もって、島根県の森林・林業の持続的発展を図る。（*1）

（*1）一定規模の森林を一度にまとめて伐採する皆伐施業には以下の課題がある。

①現状の木材価格では十分な伐採収入が見込めないことから、伐採跡地の再造林が行われず裸地化を招き、水源かん養や山地災害の防止、自然環境の保全など森林の持つ公益的機能の低下が懸念される。②公社が管理する県内人工林の林齢構成は平均的ではないことから、当初契約の 50 年程度で皆伐した場合、出材量の集中によって需要と供給のバランスが崩れ木材価格の更なる下落を招くおそれがある。一般的に植栽された森林（＝人工林）では伐採される林齢は 50 年くらいであるが、これに対して伐採する林齢を 80 年程度まで引き延ばす方法を長伐期施業という。伐期を延長することで、スギ、ヒノキ等の人工林を、一度にまとめて伐る「皆伐」ではなく、小面積皆伐を繰り返し行うことで、一度にまとまった面積の伐採地（裸地）を発生させず、公益的機能の維持増進を図りつつ資源の循環利用を推進することができる。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	長伐期施業への契約変更の状況
目標値	契約変更件数 1,877 件 (H14-R5 累計)
実績値	契約変更件数 1,813 件 (R2 末累計) なお、直近 3 年の契約変更件数は以下のとおりである。 (H30) 10 件、(R1) 8 件、(R2) 6 件

ウ 補助対象

補助対象者	公益社団法人島根県林業公社
補助対象事業	島根県林業公社長伐期施業転換推進事業（長伐期施業転換に伴う分収林（*2）契約変更に必要な以下の経費） ①変更登記に要する経費 ②変更契約締結に要する経費
補助金額等	事業に要する経費で知事が必要と認めた額

（*2）分収林とは森林における所有及び経営形態の一種である。森林を土地の部分と所有する権利と樹木の部分（地上権）を所有し経営する権利に分離したうえで、経営の結果として樹木の部分が生み出す収入（典型的には伐採した樹木の売却で得られた利益）は土地代及びマネジメント代として、二者で決めた割合で折半（分収）するという仕組みである。土地はあるが林業経営の意欲や技術がない土地所有者と、逆に意欲と技術はあるが土地がない林業経営者の間では古くからおこなわれてきた森林の所有と経営の形態である。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	5,093
平成 31（令和元年）度	4,422
令和 2 年度	4,351

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	本補助金の目的は、長伐期施業転換に伴う分収林契約変更にかかる経費の補助であるが、これは林業公社支援事業の取組みの一つとして実施されている。林業公社支援事業の目的は、林業公社を支援し経営の安定化を図ることにより森林資源の充実を図ることである。森林資源の充実という目的の公益性はあると考えられるが、特定の公社の経営支援自体に目的の公益性が認められるかについては疑問がある。補助金の必要性については、一法人の経営努力と補助金による支援とのバランスを慎重に検討していくべきである。	意見
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	補助対象者は公益社団法人島根県林業公社のみであるが、島根県内の各森林組合なども、森林所有者の森林経営のために経営指導、施業の受委託、共林産物の加工・販売など様々な事業を行っており、我が国における森林整備の中心的な担い手となっている。このため、長伐期施業を積極的に進める上では、補助対象者を公社に限定せず、森林組合や他の民間業者も含め、幅広く対象とすることを検討すべきである。	意見
その他	①検査調書には検査野帳が添付され、検査結果として、検査員が確認した証拠類の名称の記載はあるが、実績金額が補助金の交付目的のためのみ支出されたことを、どのように確かめたか不明である。また、実績報告書に添付されている事業費精算書の各支出額にチェックマークは付されているが、どのような証拠と支出額を突合したか不明である。検査調書及び検査野帳等は、当該支出が適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る確認証拠、判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。	意見

	<p>②交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	意見
--	--	----

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

43. 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	122 頁（林業公社）
事務事業の名称	林業公社支援事業
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金交付要綱
補助金の目的	松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理することにより、公益社団法人島根県林業公社が実施する公益的機能を多面的に発揮させる森林整備事業を推進し、本件の森林・林業の持続的発展を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	不成績林の処理状況
目標値	不成績林処理面積 280ha(R1-R5 累計)
実績値	不成績林処理面積 151ha(R2 末累計)

ウ 補助対象

補助対象者	公益社団法人島根県林業公社
補助対象事業	(1) 不成績林等処理推進事業（*1） (2) 不成績林等処理対策事業（*2）
補助金額等	事業に要する経費で、知事が必要と認めた額

（*1）不成績林等処理推進事業とは、不成績林等を分収契約から除外する手続に要する費用を補助する事業である。これにより不成績林等の管理から解放され、管理コストの低減につながる。なお、分収契約とは、土地所有者（造林地所有者）、市町（造林者）、島根県林業公社（費用負担者）の三者間の契約であり、植栽・保育・伐採に要する費用を島根県林業公社が補助金や借入金により賄い、市町（造林者）がそれらを実行することで、伐採して木材を販売した際の収益を三者間で分配するものである。

（*2）不成績林等処理対策事業とは、支払利息低減のため、不成績林等に係る日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する費用を補助する事業である。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	102,438
平成 31 (令和元年) 度	38,736
令和 2 年度	39,568

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	本補助金は、不成績林等に係る島根県林業公社の管理コストを低減する事業であり、一見すると公益性がないようにも見えるが、管理コストの低減により、他の管理に効率的に同公社の資源を導入でき、ひいては森林機能の維持・確保に資する側面があることから、公益性がないとはいえない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	本補助金は、島根県林業公社の不成績林等の管理コスト低減に要する費用を対象として補助するものであるが、もともと同公社は、伐採した材木の販売収益から借入金の償還を予定しているところ、不成績林等は価値がなく販売収益が望めないため、同公社を不成績林等の管理から解放し、不成績林等に係る管理コストを低減することは事業の合理化に資する。	適
その他	検査調書の記載だけでは判断過程や根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (有)

44. 循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	73 頁（製材用原木の需要拡大と安定供給）
事務事業の名称	循環型林業に向けた原木生産促進事業（*1）
所管課	林業課
根拠となる交付要綱等	循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金交付要綱 循環型林業に向けた原木生産促進事業実施要領
補助金の目的	<p>循環型林業に向けた原木生産促進事業では、森林所有者の伐採意欲を喚起し、利用期を迎えたスギ、ヒノキ、マツの主伐を促進し、原木の増産を図ることを目指している。</p> <p>県内人工林の多くが利用期を迎えているにもかかわらず、森林所有者の多くが伐採を手控えている。このため、放置森林が増加し、伐って、使って、植えて、育てる森林の循環が崩れ、水源涵養や県土保全等の森林の持つ公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。そこで、森林所有者の主伐による原木生産にかかる経費の一部を支援することにより、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の供給力を高めるとともに、森林のもつ公益的機能の発揮を促す。（*2）</p>

（*1）循環型林業とは、「植える」⇒「育てる」⇒「使う」⇒「植える」という循環を円滑に回す林業のことである。循環型林業を円滑に回すためには、森林所有者の主伐を促進し、原木の供給力を高める必要がある。

（*2）森林が持つ公益的機能とは、森林は、水源となって川や湖沼などの水を養う機能、及び洪水を和らげる機能、大気的成分を調整する機能、多くの種類の生物をはぐくむ機能、大気的成分を調整する機能、気候を調節する機能、人々の心身を癒す機能、山地の土砂が流出して災害が発生するのを防止する機能を有することをいう。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	なし
目標値	なし
実績値	なし

ウ 補助対象

補助対象者	隠岐流域林業活性化センター、斐伊川流域林業活性化センター、江の川下流流域林業活性化センター、高津川流域林業活性化センター（*3）		
補助対象事業	森林所有者が主伐による原木生産で負担する経費の助成を活性化センターが行う事業		
補助金額等	区分	補助対象経費	補助率等 重要な変更
	森林所有者に対する主伐支援	主伐による原木生産を行う森林所有者への補助金 伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合16%以上 伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合16%未満 高性能林業機械等を新規導入し低コスト化生産の場合	620円/㎡ 310円/㎡ 380円/㎡
	交付事務	上記補助金の交付を行うのに要する事務費	定額 (10分の10以内)

（*3）林業活性化センターとは、流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、林業、木材産業の関係者等で構成されている。平成3年の森林法改正により、全国の森林計画区は主要河川の流域を範囲とした全国158の計画区に再編され、林業の施策はこの流域を単位に、川上から川下までの民有林・国有林が一体的に進めることとなった。（島根県内には、斐伊川、江の川下流、高津川、隠岐の4流域）

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成30年度	81,404
平成31（令和元年）度	77,203
令和2年度	70,318

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の効果測定のための尺度・基準が定められていない。本補助金は「利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の供給力を高めること」を目的の一つとしているため、補助金の効果は、その目的の達成度を図らなければわからない。また、期待される効果が発揮されているか否かは、交付の継続や中止の判断基準になると考える、したがって、例えば主伐の促進や原木の供給に関連する尺度を設定して効果測定すべきである。	意見
目標値の妥当性	農林水産基本計画 73 頁（製材用原木の需要拡大と安定供給）では、5 年後の目指す姿として、「人工林 1ha 当たりの原木販売額を 5%アップ」、「令和 6 年度までに 2 製材工場を新設し、県内製材工場の原木需要量を現状の 100 千 m ³ から 131 千 m ³ に増加」という成果指標を掲げ、その結果、生産する原木のうち製材用原木の割合を現状 12%から 17%以上に引き上げることを目指している。したがって、補助金の効果測定に係る尺度・基準を定めるに当たっては、農林水産基本計画で掲げている指標及び本補助金自体の目的に整合した目標値を設定して効果測定することが必要である。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①補助事業等完了検査報告書、補助事業等検査調書、検査状況写真について、検査時の写真や農林局長、林業部長など関係者の確認印が押印されているが、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。検査調書は当該支出が補助金の交付目的に照らして適切であることを客観的に示すものであると	意見

	<p>ころ、各支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。</p>	
	<p>②交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。</p> <p>公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けることを原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>意見</p>

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

45. 令和元年度 原木搬出作業道開設事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	97 頁（原木生産の低コスト化）
事務事業の名称	-
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	原木搬出作業道開設事業費補助金交付要綱 原木搬出作業道開設事業実施要領
補助金の目的	利用期を迎えた森林の主伐を促進するための路網整備を進め、森林資源の循環利用を促す。

* 林業にかかる路網には、林道、林業専用道、森林作業道がある。

* 林道とは、原則として不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道をいう。

* 林業専用道とは、主として不特定多数の者が林業施業のために利用する恒久的公共施設で、林道を補完し、森林作業道と組み合わせて使用する道をいう。林業専用道は 10 トン積程度のトラック等の走行を予定している。

* 森林作業道とは、森林施業のために特定の者が継続的に利用する施設をいう。森林作業道は主として林業機械や 2 トン積程度のトラックの走行を予定している。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	主伐のための森林作業道開設状況
目標値	主伐森林作業道開設（R1-R12 累計）693km
実績値	（R2 末現在） 106km

ウ 補助対象

補助対象者	主伐により原木生産を行う森林組合、素材生産業者
補助対象事業	〈交付要綱〉作業道開設経費（主伐による原木生産を行うのに必要な作業道開設に要する経費） 〈実施要領〉作業道の開設にかかる工事費及び事業主体が作業道開設、利用する上で必要となる活動費（活動費の詳細は要領で定められている）
補助金額等	定額 2,000 円/m 以内

* 間伐のための森林作業道の整備については国庫による補助事業がある。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	30,000
平成 31 (令和元年) 度	70,000
令和 2 年度	-

* 本補助金は令和 2 年度林内路網整備事業に引き継がれている。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	尺度・基準として森林作業道開設の距離数を設けている。森林作業道の整備状況を把握するためには必要なことではあるが、本補助金の目的は主伐の促進にあるので、森林作業道を利用して主伐された木材の生産量を尺度・基準とすることを検討すべきである。	意見
目標値の妥当性	上記尺度・基準に沿った目標値を設定すべきである。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	本補助金を利用して開設された森林作業道が主伐のために現に利用されているか確認していない。本補助金の目的は主伐の促進にあるので、サンプル調査などの手法により整備された森林作業道について主伐に利用されているのか確認することが望ましい。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (無)

46. 令和元年度（元年災）県単林地崩壊防止事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	無
事務事業の名称	無
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	島根県林地崩壊対策事業補助金交付要綱 島根県林地崩壊防止事業実施要領
補助金の目的	災害により集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命財産に直接危害を及ぼすおそれのある場合において崩壊防止施設を設置するに要する経費に対し、補助を行い民生の安定を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無（災害復旧事業のため）
目標値	無
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	市町村
補助対象事業	自然災害により発生した人家1戸以上を保全する林地の崩壊に伴う復旧工事（国庫補助事業の対象とならないもの）に直接必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、営繕費、測量及び試験費、補償費の合計額
補助金額等	事業費 100 万円以上

* 激甚災害の指定を受け、人家 2 戸以上の保全を行う場合は国庫補助事業の対象となる。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	85,928
平成 31 (令和元年) 度	3,135
令和 2 年度	69,035

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	災害復旧に係るものであるため尺度・基準を定めることができないのはやむをえない。	適
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは判断過程や根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (無)

・ 事業実施主体 (補助対象者) は市町村であり、消費税の問題は発生しない。

47. 令和2年度 災害被害森林復旧対策事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	無
事務事業の名称	無
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	災害被害森林復旧対策事業補助金交付要綱 災害被害森林復旧対策事業実施要領
補助金の目的	災害により被害を受けた森林のうち、倒木・折損木等が放置されることで、出水時に倒木や作業道等の崩壊土の流出等の恐れがある森林、また森林病害虫による枯死木（過年度枯れ）のうち、強風等により倒伏の恐れのあるものについて、2次災害の防止及び森林機能の早期復旧を目的として、倒木処理及び作業道復旧に対する支援を行う。

* 本補助金では、国の補助対象とならない比較的小規模の災害被害森林の復旧を目的としており、ここでいう災害は、いわゆる災害救助法の適用対象となる災害に限られず、台風、大雨、積雪、地震等の災害一般を対象としている。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無（災害復旧事業のため）
目標値	-
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	市町村、森林組合、森林所有者
補助対象事業	(1) 災害被害木の林内処理 (2) 災害被害木の林内処理と利用施設等までの搬出・運搬 (3) 森林病害虫による枯死木（過年度枯れ）の林内処理 (4) 森林病害虫による枯死木（過年度枯れ）の林外搬出及び利用施設等までの運搬 (5) 作業道復旧

補助金額等	補助対象経費の2分の1以内
-------	---------------

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成30年度	6,419
平成31(令和元年)度	207
令和2年度	14,122

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	本補助金の性質上、尺度・基準の設定が難しく、実績値のみの把握となることもやむを得ないものとする。	適
目標値の妥当性	本補助金の性質上、目標値の設定は難しいものとする。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助対象事業でいう「災害」については、実施要領において「気象災害」と明記されている。一般的に、「気象災害」は大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害を意味しているところ、本補助金でいう「災害」は、例えば地震による災害も対象としており、「気象災害」に限られない。そのため、実施要領で定める「災害」の定義と実際に対象となる災害の内容とが一致していないため、本補助金の「災害」の定義について実績に即した定義に修正すべきである。	意見
	②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないため、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (有)

48. 令和2年度 林業種苗供給力強化事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	101 頁（再造林の低コスト化）
事務事業の名称	林業種苗供給事業
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	林業種苗供給力強化事業補助金交付要綱 林業種苗供給力強化事業実施要領
補助金の目的	伐採から再造林を連続して行う一貫作業による再造林面積が増加するのに伴い、苗木需要量も増加することが見込まれる。特に一貫作業で用いられるコンテナ苗需要の増加に対し、県内苗木供給力を強化する。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	得苗率（生産本数/播種・移植本数）
目標値	70%以上
実績値	(H30) 44%、(R1) 64%、(R2) 60%

ウ 補助対象

補助対象者	苗木生産者・島根県林業種苗協同組合
補助対象事業	(1) 苗木生産基盤施設整備（コンテナ苗増産に必要な施設） (2) 苗木生産資材（コンテナ苗増産に必要な生産資材）
補助金額等	(1) 1/3 以内 (2) 1/2 以内

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成30年度	0
平成31（令和元年）度	0
令和2年度	3,000

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	<p>①事業実施要領第 2 において、「事業は原則として競争入札に付すものとする。なお、競争入札により難しい場合は、その理由を明らかにし、随意契約によることができる。」とされている。しかし当補助金の交付対象となった契約について、理由が付されずに随意契約とされているものが存在した。これは、当要領に違反している。</p> <p>地方公共団体が随意契約とする場合には、地方自治法施行令等によらなければならない。本補助金の補助対象者は地方公共団体ではないが、本要領は上記地方自治法施行令の趣旨を踏まえた規定であると考えられ、随意契約によらざるを得ない理由足りうるかを判断するためにも、その理由の記載は必要である。</p> <p>②検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>指摘</p> <p>意見</p>

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 有 ）

49. 令和 2 年度 林内路網整備事業費補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	97 頁（原木生産の低コスト化）
事務事業の名称	-
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	林内路網整備事業補助金交付要綱 林内路網整備事業実施要領
補助金の目的	森林資源が充実したエリアにおいて、効率的な原木生産に必要な林業専用道と森林作業道のネットワークを整備し、原木生産と再造林の低コスト化を図ること

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	主伐のための森林作業道開設状況
目標値	主伐森林作業道開設（R1-R12 累計）693km
実績値	（R2 末現在） 106km

ウ 補助対象

補助対象者	林業事業者等
補助対象事業	森林作業道の開設等
補助金額等	定額 2,000 円/m ほか

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成 30 年度	-
平成 31（令和元年）度	-
令和 2 年度	95,553

* 本補助金は原木搬出作業道開設事業費補助金を令和 2 年度から引き継いだものである。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	①尺度・基準として森林作業道開設の距離数を設けている。森林作業道の整備状況を把握するためには必要なことではあるし、本補助金の目的の一つである「林業専用道と森林作業道のネットワークを整備」を把握することにもつながる。ただ、「林業専用道と森林作業道のネットワーク」ということであれば、その接続状況が分かる尺度・基準とすべきである。	意見
	②本補助金の目的の一つは「原木生産と再造林の低コスト化を図ること」にあるので、森林作業道を利用して主伐された木材の生産量を尺度・基準とすることを検討すべきである。また、「原木生産と再造林の低コスト化」を目的としているので低コスト化したか否かを図る尺度・基準を設けるべきである。	意見
目標値の妥当性	上記尺度・基準に沿った目標値を設定すべきである。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①本補助金を利用して開設された森林作業道が主伐のために現に利用されているか確認していない。本補助金の目的は主伐の促進にあるので、サンプル調査などの手法により整備された森林作業道について主伐に利用されているのか確認することが望ましい。	意見
	②交付要綱上は5年以内の用途変更を禁止している。本補助金を利用して整備された森林作業道について用途変更がないかの確認をしていない。用途変更禁止違反の場合、補助金の返還の問題が生じるのであるから、用途変更の有無について現地確認をすべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

* 検査結果の突合状況が分かる資料の有無（ 有 ）

50. 令和2年度（2年災）県単林地崩壊防止事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	無
事務事業の名称	無
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	島根県林地崩壊対策事業補助金交付要綱 島根県林地崩壊防止事業実施要領
補助金の目的	自然災害により集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命財産に直接危害を及ぼすおそれのある場合において崩壊防止施設を設置するに要する経費に対し、補助を行い民生の安定を図る。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	無（災害復旧事業ため）
目標値	無
実績値	-

ウ 補助対象

補助対象者	市町村
補助対象事業	自然災害により発生した人家1戸以上を保全する林地の崩壊に伴う復旧工事（国庫補助事業の対象とならないもの）に直接必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、営繕費、測量及び試験費、補償費の合計額
補助金額等	事業費100万円以上

* 激甚災害の指定を受け、人家2戸以上の保全を行う場合は国庫補助事業の対象となる。

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	85,928
平成 31 (令和元年) 度	3,135
令和 2 年度	69,035

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	災害復旧に係るものであるため尺度・基準を定めることができないのはやむをえない。	適
目標値の妥当性	-	-
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかるとの定めの有無 (無)

・事業実施主体は市町村であり、消費税の問題は発生しない。

51. 令和2年度 間伐小径木搬出促進事業補助金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	101 頁（再造林の低コスト化）
事務事業の名称	間伐小径木搬出促進事業
所管課	森林整備課
根拠となる交付要綱等	間伐小径木搬出促進事業補助金交付要綱 間伐小径木搬出促進事業実施要領
補助金の目的	間伐時に小径木を搬出することで、後の主伐・再造林が低コストで実施できる環境を整えるため、小径木を搬出する際の経費の一部を支援する。

* これまで間伐では小径木が残されたままとなっていたが、主伐の際に小径木が邪魔となり主伐の効率が損なわれコスト増となっていた。小径木の規格は定まっていないものの、概ね直径 22 センチよりも小さいものであり、搬出して売りに出しても高くは売れないものである。小径木の搬出のタイミングとしては間伐時が合理的であることから、間伐時の小径木の搬出に係る経費の一部を補助することとしたものである。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	間伐小径木搬出面積
目標値	面積 340ha 以上
実績値	(R2) 352ha (*2)

* 令和2年度の間伐面積は2,361haである。

ウ 補助対象

補助対象者	島根県魅力向上プログラム登録事業者 森林経営計画の認定を受けたもの（市町村を除く） 森林整備法人
補助対象事業	間伐小径木搬出
補助金額等	定額 18,000 円/ha

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成 30 年度	—
平成 31 (令和元年) 度	—
令和 2 年度	6,100

* 本補助金は令和 2 年度開始である。

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の 内容の妥当性	特に問題はない。	適
目標値の妥当性	特に問題はない。	適
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無 (無)

52. 浜田地区水産振興対策事業交付金

(1) 概要

ア 補助金の位置づけ等

島根県農林水産基本計画	153 頁（漁港・漁場整備）
事務事業の名称	浜田地区水産振興事業
所管課	漁協漁場整備課（水産課）
根拠となる交付要綱等	浜田地区水産振興対策事業交付金交付要綱
補助金の目的	<p>浜田地区水産振興事業は、高鮮度処理により水産物の付加価値向上を図るとともに県民への安全・安心な水産物を供給することを目指している。今年度は、県内最大の流通拠点漁港である浜田漁港において、高度衛生管理（*1）型7号荷捌き施設を整備し運用を開始した。浜田市が浜田漁港において高度衛生管理型荷捌き施設等の整備を行うにあたり、予算の範囲内で、浜田市が当該整備の財源として要した過疎対策事業債（*2）の元利償還に要する経費を助成することにより、浜田漁港の活性化及び県西部の経済活性化を図る。</p>

（*1）高度衛生管理とは、取扱う水産物について、陸揚げから荷捌き、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。高度衛生管理を導入することで、生産者、卸業者、仲買人及び水産加工業者が高度衛生管理に対する意識を共有し、衛生管理及び鮮度保持対策を継続的に取り組み、高度衛生管理を契機として、外来船の誘致を促進し、陸揚量の増加、価格競争力の向上や販路の拡大に繋げ、浜田市の振興を図ることが基本的な考え方である。高度衛生管理の対象水産物は、まき網漁業でのアジ、イワシ、サバ、マグロ、ブリ、沖合底曳網漁業のカレイ、タイ、アナゴ等のほか、いか釣漁業、一本釣漁業で漁獲されたイカ、ブリ、そして、浜田漁港周辺で陸揚げされ本港にトラックで運ばれてくる陸送物など、浜田漁港で取り扱われる全ての水産物を対象とする。

（*2）過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定さ

れた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

イ 補助金の目的の達成度を測る尺度・基準

尺度・基準	高度衛生管理型荷さばき施設整備による浜田地区まき網漁業・沖合底引き網漁業の生産額（前年度1月～当該年度12月） （*3）
目標値	（R2）2,578百万円
実績値	（R1）2,390百万円

（*3）生産額とは、港で売れた金額（仲買いが競りをした金額）である。

ウ 補助対象

補助対象者	浜田市
補助対象事業	浜田地区水産振興対策事業
補助金額等	平成28年度から令和4年度まで（事業期間）の間において浜田市が発行した整備事業のための財源として要した過疎対策事業債の元利償還に要する経費の10分の3を乗じて得た額の2分の1に相当する額

エ 交付実績

本補助金の交付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

平成30年度	5,866
平成31（令和元年）度	69,920
令和2年度	99,559

(2) 監査の結果及び意見等

	意見等	結果
目的の公益性	特に問題はない。	適
尺度・基準の内容の妥当性	補助金の目的達成度を測るための尺度・基準を、高度衛生管理型荷さばき施設整備による浜田地区まき網漁業・沖合底引き網漁業の生産額としているが、現在稼働している7号荷捌き施設はまき網漁業を対象としており、沖合底引き網漁業は現在整備工事が始まっている4号荷捌き施設が対	意見

	象とするものである。したがって、7号荷捌き施設に対する補助金の目的達成度を測るためには浜田地区まき網漁業の生産額を尺度とし、沖合底引き網漁業の生産額は含めないようにすることが望ましい。	
目標値の妥当性	補助金の目的達成度を測るための尺度・基準について、その実績値が目標値を下回っている場合に、島根県としては特段の検討はなされていないとのことである。しかし、過疎対策事業債の償還金を補助しているということは、実質的には高度衛生管理型荷さばき施設の整備費用の一部を補助していることと同じであり、施設整備の効果測定に積極的に関わるべきと考える。事業実施主体である浜田市において効果測定と対応の検討がなされている場合は、その内容等を把握して、必要に応じて協議・指導・助言等を行うなどの対応が必要と考える。	意見
補助対象の妥当性	特に問題はない。	適
その他	①交付要綱では補助金交付の目的を「浜田漁港の活性化及び県西部全体の活性化」としているが、これでは荷さばき施設を整備したことによる効果との関係や、活性化の具体的中身が不明瞭である。浜田漁港の活性化及び島根県西部全体の活性化を補助金の目的として位置付けること自体が問題ではないが、当該施設整備により、直接的に期待される効果が、外来船の誘致促進、陸揚量の増加、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定にあるならば、交付要綱に定める補助金交付の目的においては、そのことを明示し、補助金の効果測定との関係を明確にすべきと考える。	意見
	②浜田地区水産振興事業における7号荷捌き所（まき網用）については、浜田市を事務局として施設利用者で構成される「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」が設置され、衛生管理体制の構築・運営を推進していくこととされている。島根県は	意見

	<p>当該施設の直接的な利用者ではないが、補助金を交付している立場であり、また、浜田漁港は浜田市のみならず島根県の水産業の発展にとっても極めて重要であることから、施設整備の効果に対するモニタリングを含めて、当該協議会への積極的な関与がますます必要と考える。さらに、今後整備される4号荷捌き所（沖合底引き用）に対して、7号荷捌き所の整備・運営上の課題が生かされているかについても、島根県として積極的にモニタリングしていく必要があると考える。</p>	
	<p>③水産庁は漁港における衛生管理対策の優良事例として全国各地の漁港の取り組み事例やその効果の内容を取りまとめている。これらの漁港の取り組みや効果に関する情報収集を島根県としても行い、関係者間での情報共有や今後の対応協議等に積極的に関与していくことが望ましい。</p>	意見

* 交付要綱又は実施要領における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定めの有無（ 無 ）

* 検査結果の突合状況が分かる資料の有無（ 無 ）

- ・ 本補助金は過疎対策事業債の元利償還金を補助するものであり、浜田市から提供される起債台帳にて償還金額の正確性を確認できることから、検査調書は作成されていない。

第 4 章 監査を終えて（謝辞）

本監査においては、島根県の農林水産部の補助金について監査を行った。

補助金の内容を理解するため、農林水産部の農林水産総務課、農業経営課、産地支援課、農畜産課、農村整備課、農地整備課、林業課、森林整備課、水産課の各課より事前質問への回答を準備いただいたほか、各補助金の担当者から事業の実情等の説明を懇切丁寧にしていただいた。各担当者の皆様に厚く御礼を申し上げたい。

また、現地視察の際は補助金交付先や各市町村の方々にもご同行いただき適宜説明をしていただいた。現地視察に対応してくださった各担当者の皆様にも感謝の意を表したい。

最後に、監査委員事務局の担当者の皆様、総務部人事課の皆様、補助者としてご協力いただいた森脇俊樹先生、周藤智之先生、峠田晃宏先生、島田優子様のご協力に対し、深く感謝を申し上げたい。

【令和3年度 包括外部監査日程表】

日にち	内容
令和3年5月24日	内部協議
令和3年6月2日	内部協議
令和3年6月7日	テーマ選定のためのヒヤリング
令和3年6月11日	テーマ選定のためのヒヤリング
令和3年6月18日	テーマ選定のためのヒヤリング
令和3年7月2日	内部協議
令和3年7月26日	内部協議
令和3年8月2日	内部協議
令和3年8月27日	内部協議
令和3年9月7日	内部協議
令和3年9月16日	内部協議
令和3年9月24日	書類監査・ヒヤリング（水産課）
令和3年10月1日	内部協議
令和3年10月4日	書類監査・ヒヤリング（農林水産総務課）
令和3年10月6日	書類監査・ヒヤリング（林業課）
令和3年10月12日	書類監査・ヒヤリング（農畜産課）
令和3年10月14日	書類監査・ヒヤリング（農地整備課）
令和3年10月20日	書類監査・ヒヤリング（森林整備課）
令和3年10月22日	書類監査・ヒヤリング（産地支援課）
令和3年10月28日	書類監査・ヒヤリング（農業経営課）
令和3年10月29日	書類監査・ヒヤリング（農村整備課）
令和3年11月1日	書類監査・ヒヤリング（森林整備課）
令和3年11月9日	内部協議
令和3年11月17日	内部協議
令和3年11月22日	現地視察（大田）
令和3年11月26日	現地視察（松江）
令和3年12月3日	現地視察（浜田、雲南）
令和3年12月10日	内部協議・報告書検討
令和3年12月15日	現地視察（松江）
令和3年12月27日	内部協議・報告書検討
令和4年1月24日	内部協議・報告書検討
令和4年2月28日	監査委員への説明

令和4年3月14日	知事報告
令和4年3月15日	正副議長報告

* 上記のほか各自で報告書作成などを行っている。

[図1]

島根が目指す将来像

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標

第1編

人口減少に打ち勝つための総合戦略

I 活力ある産業をつくる



II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる



III 地域を守り、のばす



IV 島根を創る人をふやす



第2編

生活を支えるサービスの充実

V 健やかな暮らしを支える



VI 心豊かな社会をつくる



第3編

安全安心な県土づくり

VII 暮らしの基盤を支える



VIII 安全安心な暮らしを守る



(島根創生計画より)

〔図2〕 政策・施策一覧

政策編	目	基本目標	政策	施策
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	第1編 人口減少に打ち勝ちするための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援
		III 地域を守り、のびす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立
			2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用
			3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出
			4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を愛する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を創る人づくり
			2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) ロターン・1ターンの促進 (4) 関係人口の拡大
			3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
		第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実
	2 地域共生社会の実現			(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保
	VI 心豊かな社会をつくる		1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進
			2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興
3 人権の尊重と相互理解の促進			(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	
4 自然、文化・歴史の保全と活用			(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	
第3編 安全安心な県土づくり	VII 暮らしの基盤を支える		1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土権確立
			2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
	VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進	(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化	
2 安全な日常生活の確保	(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進			

(島根創生計画より)

〔図 3〕 令和 2 年度 施策の事務事業一覧

施策の名称	事務事業の名称	所管課
I-1-(1) 農業の振興	農林水産試験研究推進事業	農林水産総務課
	農業技術センター試験研究費	農業経営課
	農業改良普及事業	
	農地利用集積の促進事業	
	農業制度資金融資事業	
	就農促進活動事業	
	担い手総合支援事業	
	農林大学校における教育研修	
	農林大学校再編拡充事業	
	自作農財産管理事務	
	多様な担い手確保・育成事業	
	農業次世代人材投資事業	
	農地利用最適化推進支援事業	
	中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業	
	地域をけん引する経営体確保対策事業	
	集落営農体制強化スピードアップ事業	
	農業競争力強化対策事業	産地支援課
	有機農業推進事業	
	美味しまね認証制度を核とした GAP 推進事業	
	園芸総合事業	
	産地創生事業	
	しまねの食ご縁づくり事業	
	地域農業経営確立支援事業	農畜産課
	持続可能な米作りへの構造転換対策事業	
	水稻等優良種子安定供給対策事業	
	農業復旧対策事業	
	土壌環境対策事業	
	農業環境対策事業	
	経営所得安定対策直接支払推進事業	
	畜産公共事業	
農畜産物の放射性物質検査等事業		
畜産技術センター研究費		

I-1-(1) 農業の振興	中小家畜対策事業	農畜産課	
	家畜疾病危機管理対策事業		
	家畜衛生対策事業		
	家畜伝染病予防事業		
	BSE検査体制確立事業		
	飼料安全対策事業		
	島根県獣医師確保緊急対策事業		
	しまね和牛生産振興事業		
	乳用牛生産振興事業		
	畜産競争力強化対策事業		
	種雄牛造成強化対策事業		
	放牧再生支援事業		
I-1-(2) 林業の振興	農林水産試験研究推進事業	農林水産総務課	
	林業公社支援事業	林業課	
	林業・木材産業制度資金融資事業		
	林業普及指導事業		
	中山間地域の農林試験研究推進事業		
	県有林整備事業		
	県行造林事業		
	林業・木材産業成長産業化対策事業		
	循環型林業に向けた原木生産促進事業		
	県産木材利用促進事業		
	製材力強化対策事業		
	意欲と能力のある林業経営者育成・就業者確保 総合対策事業		
	県民参加による森づくり事業		
	緑化推進事業		
	水と緑の森づくり事業		
	全国植樹祭実施事業		
	森林林業体験活動推進事業		
	森林整備地域活動交付金事業		森林整備課
	新たな森林管理システム推進事業		
	森林計画樹立事業		
	造林事業		
	林業種苗供給事業		

I-1-(2) 林業の振興	間伐小径木搬出促進事業	森林整備課
	林道事業	
	しまねの林業支援寄附金活用事業	
	森林病虫害等防除事業	
	保安林整備管理事業	
I-1-(3) 水産業の振興	農林水産試験研究推進事業	農林水産総務課
	栽培漁業事業化総合推進事業	水産課
	栽培漁業センター管理運営委託事業	
	しまねのさかな商品力アップ・普及活動強化事業	
	漁場利用調整事業	
	漁業秩序維持管理事務	
	漁獲管理事業	
	漁業経営構造改善推進事業	
	水産物衛生・安全対策事業	
	水産技術センター基礎的試験研究費	
	水産業競争力強化漁船導入促進事業	
	しまねの漁業担い手づくり事業	
	水産業融資対策事業	
	離島漁業再生支援事業	
I-2-(3) 地域資源を活かした産業の振興	しまねの食ご縁づくり事業	産地支援課
Ⅲ-1-(2) 持続可能な農山漁村の確立	人・農地問題解決支援事業	農林水産総務課
	中山間地域等直接支払事業	
	多面的機能支払交付金事業	
	野生鳥獣被害対策事業	
	多様な担い手確保・育成事業	農業経営課
	集落営農体制強化スピードアップ事業	農林水産総務課
	中山間ふるさと・水と土基金事業	
	水産多面的機能発揮対策	水産課
Ⅲ-3-(1) 稼げるまちづくり	産地創生事業	産地支援課
	しまねの食ご縁づくり事業	
Ⅲ-3-(2) 地域内経済の好循環の創出	地産地消推進事業	林業課
	県産木材利用促進事業	
	製材力強化対策事業	
	林業・木材産業成長産業化対策事業	

Ⅲ-4-(3) 産業インフラの整備促進	ほ場整備事業	農村整備課
	用排水施設等整備事業	農地整備課
	一般農道等整備事業	
	国営事業完了地区等対策推進事業	
	国営緊急農地再編整備事業関係事務	
	農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）	
	農村地域防災減災事業（ため池等整備事業）	
	中海水中貯木場管理運営	林業課
	林道事業	森林整備課
	治山事業	
	漁港整備事業	漁港漁場整備課
	漁港管理	
	漁場整備事業	
	浜田地区水産振興事業	
広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業		
漁村環境整備事業		
漁港海岸保全事業		
Ⅵ-4-(1) 豊かな自然環境の保全と活用	野生鳥獣保護対策事業	
	花ふれあい公園事業	産地支援課
	宍道湖自然観管理運営事務	水産課
Ⅶ-1-(3) 上下水道の整備	ほ場整備事業	農村整備課
	漁村環境整備事業	漁港漁場整備課
Ⅶ-2-(2) 環境の保全と活用	環境保全型農業直接支援対策事業	産地支援課
	いのち育む島根の『環境農業』推進事業	農畜産課
	島根CO2吸収・固定量認証制度普及事業	森林整備課
Ⅷ-1-(1) 災害に強い県土づくり	漁港海岸保全事業	漁港漁場整備課
Ⅷ-1-(2) 危機管理体制の充実・強化	家畜疾病危機管理対策事業	農畜産課
Ⅷ-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	米トレーサビリティ制度推進事業	
	農畜産物の放射性物質検査等事業	